

Ⅲ 後期基本計画

【加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略】
国の動向を踏まえ作成

【SDGsの推進】
国の動向を踏まえ作成

第1章

安全で安心に いきいきと暮らせるまちづくり

満足度
アップを
目指します！

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1節 災害に強いまちをつくる

第1項	水害対策の強化		19% 31%	↑ +12
第2項	震災等対策の強化		13% 18%	↑ +5

第2節 安全なまちをつくる

第1項	防犯体制の強化		9% 13%	↑ +4
第2項	交通安全対策の充実		13% 18%	↑ +5
第3項	消防力の強化		23% 22%	↓ -1
第4項	安全な水道水の安定的な供給		25% 44%	↑ +19

第3節 スポーツを通じて健康ではつらつと輝けるまちをつくる

第1項	健康づくりの推進		17% 27%	↑ +10
第2項	スポーツ・レクリエーションの振興		16% 19%	↑ +3

第4節 いきいきと健康で安心して暮らせるまちをつくる

第1項	感染症対策の迅速・適切な実施		29%	—
第2項	地域医療体制の充実		21% 31%	↑ +10
第3項	高齢者福祉の充実		16% 20%	↑ +4
第4項	障がい者福祉の充実		10% 15%	↑ +5
第5項	ともに支え合う地域福祉の推進		9% 17%	↑ +8
第6項	生活の安定・安心の促進		11% 16%	↑ +5

第1項 水害対策の強化

基本方針

近年の異常気象から、台風の大型化、記録的豪雨の頻発化による利根川・渡良瀬川・荒川の洪水被害に備えるため、国が進める利根川、渡良瀬川の堤防強化対策を促進しながら、広域避難に重点を置いた避難情報を市民に確実に伝達し、逃げ遅れゼロを目指すとともに、水防体制の充実・強化を図ります。

中川・青毛堀川など中小河川や農業排水路が溢水（いっすい）する内水氾濫（はんらん）による浸水被害を解消・軽減するため、埼玉県が進める河川改修や国営かんがい排水事業、土地改良区管理水路の整備を促進するとともに、排水路の整備・改修や排水機場・調整池などの適正な維持管理を行い、流域を含めた溢水対策を進めます。

水害時の避難者に対して、避難支援等関係者と連携し適切な避難誘導や避難場所の確保、開設、運営等に努めます。また、高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援対策を図るとともに、被災者に対しても復旧支援などの対策を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、昭和22年9月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、国が進める利根川や渡良瀬川の治水対策とともに、水防訓練により水防団の水防活動の実践力向上を図り、水防体制の強化・充実に総合的かつ強力に推進することが必要です。

一方で、堤防強化、水防活動等では防ぎきれない災害については、洪水から人命を守り被害を最小限にするため、市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、平時から洪水を想定した避難訓練を実施するなど、市民の防災意識の醸成を図ることが必要です。

令和元年10月に台風第19号が接近・通過した際は、利根川の水位が深夜に急上昇し、市では初めての避難指示（緊急）を発令するなど、近年において最も緊迫した事態となりました。この教訓を受けて本市では、市民が早い段階から安全で円滑に避難行動を起こせるよう、気象情報・河川水位情報の入手や見通しの判断、発令までの一連の対応を迅速に行うための見直しを行いました。

内水氾濫では、近年、線状降水帯や記録的短時間大雨情報などの発表、開発等に伴う遊水・保水機能を持つ水田の減少が進む中、集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水、床下・床上浸水が発生していることから、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。また、水害時の避難者等に対する支援対策については、ハード及びソフトの両面から総合的に対応するとともに、市民や関係機関との協働した取組が求められます。

高齢者や障がい者など災害時に自力での避難が困難な方への支援や、なかでも支援の必要性の高い方への対応が必要となっています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画（風水害対策編）	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画（加須市・羽生市水防事務組合）	利根川・渡良瀬川の洪水被害を警戒、防御、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を加須市・羽生市水防事務組合が定めた計画（毎年更新）
加須市溢水対策計画	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画、また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

■具体的な施策

(1) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、国が進める利根川右岸の「首都圏氾濫区域堤防強化対策」、利根川左岸及び渡良瀬川右岸の「第1次国土強靱化実施中期計画」による堤防整備の早期完成について国へ強く要望します。

(2) 利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進

利根川・渡良瀬川・荒川の洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で早期に情報を収集し、防災行政無線、防災ラジオ、防災アプリなどにより市民に情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

令和元年台風第19号の検証結果から、広域避難に重点を置き、利根川上流河川事務所、気象庁、関係自治体で組織する「利根川中流4県境広域避難協議会」と連携した避難情報を発信します。

災害対策本部の設置、水害時避難場所の開設、避難情報の発令など、タイムラインに基づき円滑な洪水時体制の構築を図ります。また、国や埼玉県と連携し、減災対策協議会、流域治水プロジェクトの対策に積極的に取り組み、円滑で的確な避難体制を構築し、市民の防災意識の高揚を図ります。

(3) 利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒などの水防活動を行います。

(4) 中川水系等県管理河川の整備促進

近年の集中豪雨や台風に伴う大雨による浸水被害を解消するため、市管理水路の流末である中川水系の県管理河川と青毛堀川について、沿川自治体と連携し、河川改修等を埼玉県へ強く要望します。

(5) 中川上流地区国営かんがい排水事業等の整備促進

近年の集中豪雨や台風による農地等への湛水（たんすい）被害解消、地域農業の活性化のため、中川上流地区における土地改良区管理の排水路等について、関係機関と連携し、整備・改修の推進を国へ強く要望します。

(6) 土地改良区管理水路の整備促進

市管理水路の流末となっている土地改良区管理の排水路については、土地改良区と連携し、国・埼玉県の補助金を活用するなど、整備・改修を促進します。

(7) 溢水対策の整備推進

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、市民との協働により、浸水家屋の発生ゼロを目指します。

(8) 水害時避難者支援対策の充実

小・中学校を中心とした避難場所などの整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災士及び様々な関係団体等）と連携し、水害時の災害情報の共有化を図り、避難誘導や安全で安心な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策に努めます。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

さらに、広域避難対象地域にお住まいで、支援の必要性の高い方が福祉避難所に直接避難できる体制を構築します。

(9) 水害被災者への復旧支援対策の充実

り災証明の迅速な交付や税の減免、ごみ受入れの無償化など各種の被災者支援対策を実施するとともに、被災者生活再建支援法や埼玉県・市町村被災者安心支援制度のほか、災害救助法に基づく各種の生活再建や住宅復旧支援などの対策を実施し、被災者支援の充実を図ります。

■協働のまちづくり

市民との役割分担による水路の除草・清掃等、道路冠水時の水防協力員の配置、水害時の自治協力団体等による避難誘導や避難場所運営等の避難者支援など、市民との協働による安全安心なまちづくりに努めます。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
総合水害広域避難訓練の参加者数	1,110人	1,500人	
建物浸水被害件数	0件	0件	

第2項 震災等対策の強化

基本方針

震災等の災害対策に当たっては、市民の生命や身体、財産を守るため、過去の地震等の経験を踏まえ、本市の地域防災計画に基づき、予防・応急・復旧対策に取り組み、実効性のある災害対策に努めます。

また、耐震性に課題のある建築物については、計画的に耐震化を図ります。

さらに、防災行政無線等の通信環境は、新たな防災行政無線の整備を進め、併せて災害備蓄品の充実を図ります。

また、今後はこれまで以上に自助、共助の意識の啓発を図り、地域の人的資源を活用した組織づくりを推進するとともに、国、埼玉県をはじめ地域の消防団など防災関係機関や団体と連携するなど、更なる震災等対策の充実・強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

震災や各種災害が地域に与える被害は甚大であり、市民の生命や財産を守るためには、様々な事態を想定し、震災に準じた活動体制を構築することが必要です。

住宅については、震災により、被害が大きくなる可能性があるため、耐震化を推進する必要があります。また、公共施設については、一部で耐震性の低い施設があるため、耐震化を計画的に進める必要があります。

防災行政無線については、現在使用しているサービスが令和 11 年 5 月 31 日をもって終了するため、計画的に新たな防災行政無線の整備を進めていく必要があります。

災害用の備蓄品については、備蓄品目や数量の見直しを行い、備蓄計画に基づき不足している備蓄品を計画的に確保することが必要です。

一方、災害発生時の被害を最小限にするために、市民の防災意識を啓発するとともに、高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民（災害時要援護者）に対し、迅速かつ安全な避難ができるように、避難に関する適切な情報の伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握ができる体制の整備が必要です。

そのため、市等が実施する防災訓練への参加を促していますが、若年世代の参加率の向上が課題となっています。また、自主防災組織の組織率の向上に併せ、自主防災訓練の実施率の向上も必要です。さらに、地域防災力の向上には、防災士の役割が大きいことから、その活動を支援することも必要です。

災害による危機をより早く察知し、迅速で適切な対応をするため、市の危機管理防災体制を強化するとともに、国や埼玉県、関係機関、団体などと連携・協力し、更なる危機管理防災対策を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画 (震災対策編) (大規模事故等対策編)	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画
加須市建築物耐震化計画	市内の建築物の耐震化を計画的かつ迅速に促進するための計画

■具体的な施策

(1) 建築物の耐震化の促進

震災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の耐震化支援を進めるとともに、引き続き、公共施設の耐震化を計画的に進めます。

(2) 新たな情報伝達手段の確保

現行の800MHz帯デジタルMCA方式のサービスが令和11年5月31日に終了することから、新たな防災行政無線の設計・整備を行い、住民向け災害情報の一斉伝達機能を強化し、無線放送を補完する防災アプリ等を活用して防災情報の多重化を促進するとともに、関係機関との相互連絡を担保するため、新たな移動無線システムを構築します。

(3) 避難場所の備蓄品の充実

避難場所等における一定量の飲料水や非常用食糧、生活必需品などの災害用備蓄品を計画的に確保するとともに、備蓄品や資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結を進めます。

(4) 防災意識の啓発

震災に関するパンフレットなどによる啓発や地震想定の日防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりの震災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動の支援、自主防災組織と防災士の連携体制の強化及び防災士の活動に対する支援により、地域及び市民の更なる防災力の向上を図ります。

(5) 避難者支援体制の整備

小・中学校を中心とした避難場所の空調設備など生活環境の整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災士及び様々な関係団体等）と連携し、避難者とともに災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や安全安心な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策を実施します。

また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め、避難援助者（市民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

さらに、スフィア基準や市民へのアンケート調査結果に基づき避難者収容可能人数を見直すほか、災害ケースマネジメント体制の構築を進めます。

(6) 応急対策の連携・強化

震災等の発災直後から、災害対策情報収集室を設置し、自治協力団体等と連携し、迅速かつ正確な情報収集・伝達及び的確な初動対応に努めるとともに、国・埼玉県及び災害時応援協定を締結している関係市町、団体及び企業等との連携を図り、消火、救急・救助、建築物や道路及びライフライン等の危険箇所等の迅速な応急対応に努めます。

避難場所の入退管理や、被災証明の迅速な交付を図るとともに、税の減免やごみ受入れの無償化など各種の被災者支援を実施します。また、各種法制度に基づく生活再建や住宅復旧支援を実施するとともに、各種機関・団体との関係を構築し、被災者に対する円滑な支援の充実を図ります。

■協働のまちづくり

自主防災組織等地域・市民と協働し、防災訓練や啓発活動などを通じて防災意識の高揚を図り、発災時には、避難場所運営等の避難者支援など防災力の強化に努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実を図り、安心して避難できる環境を整備していきます。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市有建築物の耐震化率	92.8%	100%	(新耐震基準の棟数+旧耐震基準で耐震化済の棟数)÷対象建築物の棟数×100
自主防災訓練実施率	15.3%	33.3%	自主防災組織数に対する自主防災訓練実施数の割合
自主防災組織の組織率	94.5%	100%	自主防災組織数÷自治協力団体総数×100
自主防災組織への防災士配置率	47.2%	100%	防災士が配置されている自主防災組織数÷自主防災組織数×100

第1項 防犯体制の強化

基本方針

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援やこどもの見守り体制の整備を推進するとともに、警察と連携して SNS・インターネットを経由した犯罪や特殊詐欺などの防止に努め、発生状況等の情報を迅速に提供します。

また、暗く危険な箇所への LED 防犯灯設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の発生防止や活用促進を図るとともに、空地についても適正管理を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

これまで、自治協力団体を母体とする自主防犯活動、地域一体となったこどもの見守り体制の推進、防犯関係団体と連携した啓発や情報提供活動、防犯性の高い住宅等の普及促進、犯罪が発生しにくい環境整備などの取組を行っています。

しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺やこどもに対する声かけ事案、SNS・インターネットの掲示板を介した犯罪実行者募集情報（闇バイト）などの犯罪が後を絶たず、これらの犯罪が発生した場合や市内及び近隣市などで凶悪・重大事件が発生した場合に警察と連携して迅速な情報提供や防犯啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、近年、少子高齢化や核家族化などの進展とともに、地域における人と人とのつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されていることから、自主防犯組織の未設立の自治協力団体に対して設立を促し、地域の防犯意識を高めていく必要があります。

防犯環境の整備としては、暗く危険な箇所を解消するため、自治協力団体要望等を活用しながら防犯灯の整備を推進していくとともに、生活環境を阻害し犯罪の温床となりうる管理不全な空家・空地について、所有者等への指導等により適正管理を促進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画	「市」、「市民」、「事業者」及び「土地建物所有者」などの協働による市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、必要な施策を総合的に推進するための計画
加須市空家等対策計画	市内の空家の適正管理や利活用を促進することにより、良好なまちづくりにつなげるため、空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するための計画

■ 具体的な施策

(1) 防犯意識の向上

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図るため、防犯意識や防犯知識を高める啓発活動を行います。

また、近年巧妙化している高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携した啓発を行います。

さらに、学校、家庭、警察と連携し、こどもに対する声かけ事案や SNS・インターネットの掲示板を介した犯罪実行者募集情報（闇バイト）などに対する防犯教育を推進するほか、犯罪被害者の精神的な負担を軽減するため、加須市犯罪被害者等支援条例に基づき啓発及び相談等の支援をします。

(2) 防犯体制の整備

地域の自主防犯活動を促進するため、自治協力団体を単位とした自主防犯組織の設立・育成・活動の支援を行います。

また、市民が犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して生活が送れるように、警察、自主防犯組織、地域防犯推進員、防犯協会等の関係機関・団体と連携した防犯体制の整備を推進します。

特に、こどもたちを犯罪から守るため、学校応援団による登下校時の見守り、民間組織と連携した青色回転灯装備車両によるパトロール活動など、地域一体となった見守り体制を推進します。

さらに、警察との連携を強化し、犯罪情報などを「防災行政無線」等を活用し、迅速に情報発信を行うとともに、市ホームページや広報紙などで提供します。

(3) 防犯環境の整備

暗く危険な箇所を解消するため、防犯灯の整備を推進します。

また、道路・公園等で発生する犯罪を防止するため、定期的に植栽等を剪定し、歩行者等の見通しを確保するとともに、犯罪の未然抑止や検挙につながる防犯カメラの整備を推進します。

なお、学校等においては、こどもの安全を確保するため、不審者侵入防止対策や学校等施設の安全点検などを実施します。

(4) 空家・空地対策の充実

空家等対策を推進するため、自治協力団体との協働により空家等の状況把握をするとともに、所有者等への啓発により、管理不全な空家等の発生防止と解消に努めます。

また、空家バンクや国の様々な制度の活用を検討し、空家の利活用を促進することで、防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

空地についても「加須市環境保全条例」に基づき、周知・指導などにより適正管理を促進します。

■ 協働のまちづくり

自主防犯組織などと協働し、犯罪に関する情報の共有などを通じて防犯意識の向上を図り、地域の防犯力の強化に努めます。

また、学校応援団などと協働し、児童・生徒の登下校時における安全の確保を図り、地域ぐるみの見守り活動を推進します。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	6.3件	5.6件	5年間で10%減少
自主防犯組織の組織率	80.7%	100%	自主防犯組織数÷自治協力団体総数×100
問題のある空家数	207戸	160戸	5年間で25%減少

第2項 交通安全対策の充実

基本方針

交通事故を防止し、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点を置きながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、警察や交通安全関係団体などと連携し、地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路などの危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

さらに、交通事故による被害者への支援を図るため、交通事故に関する相談窓口の情報提供や各種被害者救済制度の周知を図るなど、交通事故被害者等支援を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

交通事故の当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪う悲惨な交通事故を防止するため、これまで交通安全運動を展開し、交通安全教育や交通安全啓発活動を実施してきました。これにより交通安全に対する意識の向上が図られていますが、依然として歩行者や自転車乗用中の交通死亡事故が発生しています。また、高齢化が急速に進展し、高齢者の運転免許保有者数の増加とともに高齢者が関係する交通事故も増加傾向にあります。

これらのことから、交通事故のない安全で快適なまちづくりを実現するためには、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など市民一人ひとりの交通安全意識の向上、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した交通環境の整備、自転車乗車時のヘルメット着用の促進など、交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめるための救助・救急活動の充実や、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けた被害者等が事故に関する相談を受けられる機会を充実させるため、交通事故被害者等に対する支援の推進や各種被害者救済制度の周知が必要です。

また、これらを推進するため、交通安全関係団体などとの連携が重要です。

さらに、全国では自転車が加害者となる交通事故での高額な損害賠償請求事例が発生しており、埼玉県では自転車保険への加入が義務となっていることから、本市においても自転車利用者に対して、自転車保険の周知と加入促進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市交通安全計画	安全で快適な交通社会の実現に向け、「市」、「事業所、関係機関・団体」、「市民」との協働により必要な施策を総合的に推進するための計画

■具体的な施策

（１）交通安全意識の向上

市民の交通安全意識向上を図るため、警察や交通指導員協議会、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全関係団体と連携した交通ルールの遵守、交通マナーの実践、危険運転の防止などの交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全を確保するため、子ども自転車運転免許事業や高齢者の交通安全教室などの交通安全教育を充実します。また、交通指導員の確保に努め、通学時の立哨（りっしょう）指導、安全に通行する意識及び能力の向上を図ります。

さらに、全国では自転車加害者となる交通事故で高額な損害賠償請求事例も発生していることから、自転車利用者に対して、自転車保険の周知と加入促進を図ります。

（２）交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、自治協力団体からの要望、通学路等安全点検などにより交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）や道路などの整備・維持管理に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、生活道路の整備、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進に努めます。さらに、信号機や規制標識などの設置については警察に要望するなど交通環境の改善に努めます。

（３）救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するとともに、交通事故に即応できるよう、消防機関と医療機関の相互の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制の整備を促進します。

特に、交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、埼玉東部消防組合による埼玉県済生会加須病院内の救急ワークステーションや埼玉県のドクターヘリの活用を促進します。

（４）交通事故被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な身体的、精神的及び経済的な打撃を受けるため、交通事故被害者等に対する支援を推進します。

また、交通事故被害者等に対して、交通事故に関する埼玉県の相談窓口や市が実施する法律相談、公益財団法人交通事故紛争処理センターによる紛争解決などの情報を提供します。

さらに、埼玉縣市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入促進や埼玉県交通安全対策協議会による交通遺児援護制度などの各種被害者救済制度の周知を図ります。

■協働のまちづくり

交通安全関係団体などと協働し、地域一体となって交通安全運動を推進します。

また、自治協力団体や学校などと協働し、地域の危険箇所の把握に努め、交通環境の整備を推進します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
交通事故死者数	2人	0人	
人身事故発生件数	250件	200件	5年間で20%減少
自転車事故死傷者数	53人	40人	5年間で20%減少
物件事故発生件数	2,492件	2,240件	5年間で10%減少

第3項 消防力の強化

基本方針

様々な災害に迅速かつ的確に対応し、被害を軽減するため、常備消防の埼玉東部消防組合の構成市として、組合の高度な消防設備・体制の確立及び強化を図るとともに、非常備消防の加須市消防団をはじめとする関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災に対する意識の高揚に努め、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市の消防を担うための常備消防である埼玉東部消防組合の消防力について、構成市町と連携を図り、埼玉東部消防組合消防力適正化計画に基づき、消防署等の施設、設備、消防車両などの計画的な整備に努めてきました。

一方、近年の火災や災害の大規模化、複雑化など、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に的確に対応し、市民の安全安心な生活を守るため、更なる消防力の強化が必要です。

加須市消防団は、非常備消防として埼玉東部消防組合と並ぶ本市の重要な消防機関であり、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいます。しかしながら、高齢化や市民意識の変化に伴う消防団員の確保や、消防活動の訓練の充実、安全確保への資機材の充足等の課題について、消防団への更なる支援が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
埼玉東部消防組合消防力適正化計画	消防行政の推進に当たり、健全な財政運営の視点に立ち、消防署所や消防車両等の消防施設等の整備を図り、消防・救急・救助体制の強化を図る計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画

■具体的な施策

（１）広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合構成市町と連携し、埼玉東部消防組合消防体制の充実・強化を図り、消防・災害に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を構築・充実します。

（２）消防施設の充実

消防水利については、火災発生時の消火活動において延焼拡大を防ぎ被害軽減に資するために重要な施設であることから、防火水槽や消火栓を有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努めます。

（３）消防団活動の充実

安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、計画的に消防ポンプ自動車の更新、機械器具置場兼車庫の整備、資機材の充実等の支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

また、自治協力団体や事業所の協力の下、消防団への加入促進を図るなど、消防団員の確保に努めます。なお、加須市消防団の活動に対し、積極的に協力している事業所等に「加須市消防団協力事業所表示証」を交付することにより、事業者等の協力を促進します。

（４）防火防災意識の向上

地域に密着した消防防災活動への支援とともに、消防団だより「纏」（まとい）の発行や市ホームページ等の広報を充実させ、市民に対し消防団活動への一層の理解・協力を進めるとともに、防火防災への意識の向上を図ります。

また、消防特別点検や消防出初式において、消防団員の礼式やポンプ操法等を実施することで有事に対し万全な体制を整え、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、旺盛なる消防精神と厳正なる規律を図り、消防団員の技能の熟達と士気を高めます。

■協働のまちづくり

消防団と自主防災組織等の各種団体との協働による防災訓練等の実施を促進し、自助・共助・公助が互いに連携することにより、地域の消防力の強化に努めます。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
消防団員数	388人	445人	
覚知から30分以内の消火活動	100%	100%	

第4項 安全な水道水の安定的な供給

基本方針

将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせ、持続可能な水道事業運営を図るため、老朽化施設の統廃合・更新、施設の一元管理等の合理的な給水体制の整備及び水質管理体制の充実等に努めるとともに、災害にも強い水道の確保を図るため、水道施設の耐震化を実施し、水道事業の効率化と健全経営に努め、安全な水道水の安定的な供給を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできない社会基盤のため、水道施設の更新や適切な維持管理のほか、水源の割合を県水7割、地下水3割に維持し安全安心な水道水の安定供給に努めていますが、施設の老朽化が進行し、耐震化が遅れています。また、近年の経営状況については、人口減少に伴う水需要の減少等により給水収益の増加が見込めない状況となっているとともに、水道施設の老朽化の進行による更新費の増加などが課題となっています。

また、全国では老朽化施設などの増加に伴い、地震等の自然災害発生時の復旧の遅れや、大規模な漏水事故などが発生しています。

そのため、長期的な視点に立った浄水場の計画的な統廃合や施設更新を実施するとともに、老朽管及び基幹管路の更新・耐震化により水道を安定的に供給することや、効率的な事業運営や施設の維持・更新に必要な財源の確保による経営基盤の強化を推進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市水道ビジョン（加須市水道事業基本計画）	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的方策を示した基本計画
加須市水道施設統廃合計画	浄水場の更新の優先順位を考慮した施設の統廃合や施設規模の適正化などにより、経営基盤の強化と安定給水の実現を目的とした計画

■具体的な施策

(1) 安心して飲める水道

水質基準に適合した安全で、いつでも、どこでも、おいしく飲める水道水を供給するため、水質検査計画に基づき、計画的な水質検査を実施するとともに、その結果を市民に情報提供し、安心して飲める水道水の供給に努めます。

さらに、県水と地下水による二元取水の継続による水源の適正管理や貯水槽水道の指導、管路内水質管理に努め、水質管理体制の充実を図ります。

(2) 安定供給する水道

大規模地震やその他自然災害等の発生時において、水道水の供給を可能とする強靱な水道を構築するため、水道施設の更新や耐震化を図ります。特に、耐震性の低い石綿セメント管の更新や、被災による影響が大きな施設の耐震化及び老朽管の更新・耐震化を確実に進めるほか、水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを継続して推進します。

(3) 将来にわたる安定経営

将来にわたり、いつでも安全な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、老朽化施設の更新や耐震化、将来の水需要の減少を見据えた浄水場の統廃合、施設規模の見直し、ダウンサイジング等を考慮した計画的な更新などを進めるとともに、漏水調査による有収率の向上を図り、経営の健全化に努めます。

また、経営基盤の強化を図る方策として、財源確保策や民間委託の拡大、水道広域化の推進などを検討します。

■協働のまちづくり

市民、事業者と協働し、水は限りある資源であることを認識し、節水意識の高揚を図ります。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
石綿セメント管残存延長	48.6km	18.6km	
旧簡易水道解消世帯数	60戸以上/年	60戸以上/年	
有収率	85.5%	91.2%	年間料金収入の対象となった水量の年間総配水量に対する割合

第1項 健康づくりの推進

基本方針

「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病をはじめとした病気の発症予防と重症化予防、食生活の改善や運動の習慣、歯と口の健康づくりなどへの支援、さらには、こころの健康づくりの推進に向けた諸施策を拡充し、生涯にわたりいきいきと健康で暮らせるように取り組みます。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、平成27年3月に「健康づくり都市」を宣言し、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、健康寿命の延伸のための健康づくりを推進していますが、本市では、がんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病が多いことから、その発症予防と重症化予防を継続していくことが必要です。

そのため、がん検診（一部自己負担あり）や国保健診に係る費用を無料にするなど、自分の健康管理の基となる検（健）診に係る市民の経済的負担の軽減を図っています。

「健康」は市民一人ひとりの願いであり、市民一人ひとりの健康づくり事業への参加や生活習慣の改善を図る必要があります。検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、市民の健康課題となる疾病や重点的に働きかける対象者を絞り込んだ上で、健康相談や保健指導を行い、健康寿命を延伸していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりとして、相談体制の拡充を図る必要があります。

また、健康の維持・増進のため、スポーツに取り組むことのできる機会を充実させる必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市自殺対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民が命の尊さを考え、ともに支え合う地域社会を実現するため、自殺対策を総合的に推進する計画

■ 具体的な施策

（１）病気の発症予防と重症化予防

病気を早期発見、早期治療し、健康寿命の延伸を図るため、国保健診（特定健診）やがん検診などの実施、人間ドックへの助成などを行うとともに AI などの技術を用いた受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

また、検（健）診、介護、医療などの各種データベースを分析し、重点的に働きかけるべき対象者等を明確にし、早期治療や重症化予防を促す保健指導などを行います。さらに、本市に多いがんや高血圧、糖尿病などの対策を行います。

さらに、健康講座や健康相談などを拡充し、食事や運動などの生活習慣の改善を行い、「自分の健康は自分で守る」ことができるよう継続的に支援します。

（２）生活習慣の改善推進

市の健康課題である高血圧を予防するため、減塩プロジェクトによる塩分チェックシートの活用、市内スーパー等での減塩 POP や減塩ブースの設置、健康食メニューの発信など、食環境の整備を進め、減塩に取り組みます。

また、日常生活の中で歩くことや積極的に体を動かすことを心がけるよう、ホームページや健康講座などで普及啓発するとともに、筋力アップトレーニングなど、自分に合った運動が継続できるよう支援します。

さらに、飲酒や喫煙の健康への悪影響に関する知識の普及とともに、受動喫煙対策に努めます。

また、体全身の健康につながる「歯と口の健康づくり」のため、学校保健も含めライフステージに応じたセルフケアに関する知識の普及を図るとともに、歯科医療機関等との連携を強化し、定期検診の啓発を進めます。

（３）こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりに関する普及啓発として、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図り、自分のストレス状態を把握する機会を提供します。

また、身近な相談体制として、精神科医や公認心理師によるこころの健康相談を実施し、相談体制の充実を図ることにより、こころの健康づくりを推進します。

さらに、地域の身近な人が相談者として寄り添い、関係機関につなぐためのゲートキーパーを養成し、自殺対策に取り組みます。

（４）スポーツを通じた健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりやスポーツ活動への取り組みを支援するため、関係団体と連携し、健康長寿社会の実現を目指します。

■ 協働のまちづくり

医師会、歯科医師会、薬剤師会及び地域の食生活改善推進員や愛育班員などとともに、健康寿命を延ばすよう取り組みます。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
65歳以上からの健康寿命	男性： 18.06歳 女性： 20.82歳	男性： 18.72歳 女性： 21.18歳	
国保健診（特定健診）受診率	40.3%	60%	受診者数÷対象者数×100
塩分のとり方に注意していることがある人の割合	86.7%	90%	
40歳以上における歯周炎を有する人の割合	55.6%	40%	

第2項 スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

市民が幸せで豊かな生活を送るために、日常生活においてスポーツに親しむ人を増やし健康づくりを進めるとともに、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、健康で豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションの機会や場の充実を図ります。

関係団体と連携を図り、トップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、スポーツへの興味や親しみ、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、アスリートへの支援を推進します。

また、市内スポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討します。

関連する SDGs



現状と課題

令和6年12月に実施した本市のスポーツ活動に関する調査において、市民の週1回以上のスポーツ実施率は、32.6%と低い状況であり、健康や体力の維持・増進のため、ライフステージに応じてスポーツに取り組むことのできる機会を充実させる必要があります。

本市では、「加須市スポーツ元気都市」を宣言し、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、活力と魅力あるまちづくりの実現に向けてさまざまな取組の推進を図っています。

加須きずなスタジアムをメイン会場にした全国高等学校女子硬式野球選抜大会の開催をはじめ、クライミングの全国大会、自転車ロードレース大会、トライアスロン大会など、関係団体と連携しトップスポーツチームや選手との交流、全国規模の大会を誘致・開催し市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図るとともに、国内外で活躍するアスリートを輩出するなど、市民に誇りや喜びを与えるようなアスリート支援を図っています。

また、本市を活動拠点とする全国初のプロ野球チーム名を冠した「埼玉西武ライオンズ・レディース」との連携やさまざまな女子野球の取組が評価され、令和2年11月、一般社団法人全日本女子野球連盟より「女子野球タウン」の第一号として認定されました。さらに、令和4年7月、加須きずなスタジアムが日本野球聖地・名所「150選」に選ばれるなど、女子野球を中心に高い評価を得ています。

本市が所有するスポーツ施設の多くは、整備後30年以上が経過し、老朽化による施設の劣化等が見受けられます。将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等の検討が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市スポーツ施設整備計画	市内のスポーツ施設について、将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等に関する計画

■具体的な施策

(1) スポーツを通じた健康づくりの推進

スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通して、活力と魅力あるまちづくりの実現に向けて、スポーツ関係団体と連携・協力し、こどもから高齢者まで、また、性別や障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの目的・関心・適性などに応じ、競技スポーツから、グラウンド・ゴルフなどのニュースポーツのほか、ウォーキングなどの軽スポーツまでを含んだスポーツ・レクリエーションをライフステージに応じて「する」ことのできる機会の充実を図ります。

さらに、筋力や運動能力が低下した方や障がいのある方など、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、筋力アップや健康・体力維持などの軽い運動からボッチャなどのパラスポーツまでを楽しむ機会の充実を図ります。

市民の主体的な健康づくりやスポーツ活動への取組を支援するため、関係団体と連携し、健康長寿社会の実現を目指します。

(2) 誰もが多様なスポーツに参加できる機会の創出

全国規模の大会をはじめとする各種大会を「みる」ことで、スポーツへの関心を高めることにより市民スポーツを推進します。

本市を拠点として活動する「埼玉西武ライオンズ・レディース」、「女子野球タウン」認定など、「女子野球の聖地」の定着を図ります。

「クライミングのまち」として全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権大会を継続的に開催するとともに、関係団体と連携し、市民への定着を目指し、クライミングを推進します。

自転車ロードレース大会やマラソン、駅伝、トライアスロンなど、様々なスポーツ大会の誘致・開催を推進し、誰もがスポーツに参加し、楽しむことができる機会を創出します。

市民のスポーツへの参加意欲の向上やオリンピックなどの世界大会に出場し、市民に誇りや喜びを与えるようなアスリートへの支援を図り、地域の活性化を推進します。

スポーツ・レクリエーションを行うには、指導者や審判のほか、多くのボランティアなどの関係者による「ささえる」人が必要であり、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、人材育成を含めたスポーツを推進します。

(3) スポーツ環境の整備

本市が所有するスポーツ施設の多くは、整備後30年以上が経過し、老朽化による施設の劣化等が見受けられます。将来的な需要分析、人口減少、財政状況を踏まえ、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等を検討するとともに、市スポーツ施設のほか、学校体育施設、彩の国 KAZO ヴィレッジ、総合型地域スポーツクラブとの連携など、幅広い視点からスポーツ・レクリエーションに親しめる場の活用を推進します。

■協働のまちづくり

特に全国規模の大会などでは多くのボランティアなどにより運営されており、引き続き市民やスポーツ関係団体の協力、市内大学や高校との連携など、協働によるスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

また、市内企業の協力・協賛などによる大会開催を推進し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、市民やスポーツ団体などとの協働によるスポーツ施設の維持・管理をより一層推進します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
成人者の週1回以上スポーツ（運動）をする人の割合	32.6%	65%	
ウォーキング大会の参加者数	1,442人	1,600人	ウォーキング大会の参加者数 (市主催+スポーツ協会主催)
体育館、運動公園、学校体育施設の利用者数	736,685人	740,000人	
全国・関東大会等誘致、開催数	13回	14回	

第1項 感染症対策の迅速・適切な実施

基本方針

新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命、健康を守るとともに、市民生活及び市民経済を安定させるため、国、埼玉県、医療機関等と連携しながら対策を推進します。対策に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる体制づくりに努め、迅速かつ適切に実施するものとします。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症の流行を災害であると捉え、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。また、市内で感染症が拡大した場合に備え、マスク、消毒液、防護服などの計画的な備蓄を進めています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応では、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月に設置し、市民の健康と安全を最優先に考え、「感染予防」、「生活支援」、「事業者支援」の3つの柱を基本に対応してきました。

発生当初は、本市においても国・県からの要請により市民への外出自粛やイベント・集会などの延期や中止、学校教育活動の制限等、社会・経済活動を停止させる措置を行いました。

この経験を通じて、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となることを改めて認識しました。

次の感染症危機においては、国が令和6年7月に初めて新型インフルエンザ等対策政府行動計画を抜本的に改正しており、これらを踏まえ、対策項目ごとに3期（準備期・初動期・対応期）に区分して対策を整理し、感染症危機に対応できる平時からの体制づくりや市民生活及び社会経済活動への影響への軽減、DXの推進、基本的人権の尊重などに留意し、取り組む必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等の感染症等を対象に、対策項目ごとに3期に対応を区分し、感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策について定める計画

■ 具体的な施策

(1) 準備期（発生前の段階）

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症危機に関わる国や埼玉県、医療機関等と相互に連携し、情報共有や連携体制の確認、実践的な訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時において業務を実施するために必要な人員の確保等の実施体制の整備に努めます。併せて、加須医師会等の関係機関と連携し、ワクチンの接種に必要な資材の準備や、接種に必要な人員、会場等の確保に努め、接種体制の構築を図ります。

また、予防接種の事務のデジタル化を推進し、ワクチン接種が必要となった際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行います。

市民の生活及び地域経済の安定の確保のため、関係機関や関係部局間との連携共有体制の整備や感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

また、市民等や事業者に対し、感染症等に関する普及啓発の取組を推進するとともに、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

(2) 初動期（新型インフルエンザ等が発生した段階）

新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、市は必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

ワクチン接種については、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

また、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を進めます。

(3) 対応期（国内での発生当初から収束に至るまでの段階）

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

また、ワクチン接種においては、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を進めます。

市民の生活及び地域経済の安定の確保のため、心身への影響に関する施策や、生活支援を要する方への支援、教育及び学びの継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定、埋葬・火葬の特例等を講ずることに努めます。併せて、社会経済活動の安定を確保するため、事業者に対する支援や市民の生活及び地域経済の安定に関する措置を講じます。

■ 協働のまちづくり

加須医師会や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策について普及啓発を推進し、感染拡大の予防を図ります。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
感染症に関する情報提供（ホームページ等）回数	14回	25回	

第2項 地域医療体制の充実

基本方針

地域医療体制の充実を図るため、埼玉県済生会加須病院と既存の市内医療機関との役割分担を図り、地域全体で市民に対し質の高い医療を提供する地域完結型医療を目指すとともに、医療 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を促進します。

また、医師をはじめとする医療従事者の確保や新たな医療機関の開設を促進するとともに、初期・二次・三次救急医療体制の確保・充実に向けた支援を進めます。

さらに、国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

中核病院である埼玉県済生会加須病院の誘致、24 時間 365 日体制の救急クリニックの開設支援、市内医療機関の輪番による、休日当番医、休日・夜間診療や休日小児科診療などの初期救急医療体制の確保、さらには、東部北地区第二次救急医療圏（※）における病院群輪番制への支援などにより、本市の医療体制は大きく前進しています。

このような中、埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携強化を図ることにより、地域完結型医療を目指すとともに、医師をはじめとする医療従事者の確保、救急医療体制の充実並びに全国医療情報プラットフォームを活用した医療 DX 及び個人の健康情報を管理するパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の周知促進により、更なる地域医療体制の充実を図る必要があります。

さらに、安心して医療が受けられるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度の健全な財政運営に努める必要があります。

※ 東部北地区第二次救急医療圏…加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の 6 市 2 町

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市国民健康保険保健事業実施計画（特定健康診査等実施計画）	特定保健指導を適切に実施し、被保険者の健康づくりを推進するため、特定健診等の実施体制を明らかにした計画

■ 具体的な施策

(1) 地域医療連携の推進

埼玉県済生会加須病院と市内医療機関の連携を促進するとともに、役割分担を周知啓発することにより、質の高い地域完結型の医療提供体制を確保します。

さらに、医療 DX を促進し、全国医療情報プラットフォームを活用することで、救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有や、健康管理・疾病予防・適切な受診等のサポートを行う仕組みの普及を図るとともに、医療機関及び自治体サービスの効率化を図ります。

(2) 地域医療資源の確保

医師や看護師などの医療従事者の確保を図るとともに、市内 2 箇所目の産婦人科の開設をはじめとする、新たな医療機関の開設を促進します。

また、利根保健医療圏（※）における周産期医療施設の整備促進を図るため、引き続き埼玉県へ要望していきます。

さらに、適正受診を促進し、市民を含めた地域全体で本市の医療環境を守ります。

※ 利根保健医療圏…加須市、行田市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の 7 市 2 町

(3) 救急医療体制の充実

これまでの初期救急医療（休日当番医、休日・夜間診療）、24 時間体制の救急クリニックへの支援、小児救急医療（休日小児科診療）、二次救急医療を実施している医療機関への支援を継続するとともに、埼玉県済生会加須病院の開院による二次救急、三次救急の強化を図ります。

また、埼玉県済生会加須病院内に救急ワークステーションが設置されたことにより、救急隊員の知識と技術の向上を図り、ドクターカーやドクターヘリ、マイナ救急などの活用により、搬送時間の短縮等に努め、これまで以上に質の高い救急サービスを提供します。

(4) 国民健康保険事業の安定的な運営

国保健診（特定健診）・特定保健指導の受診率向上や糖尿病性腎症重症化対策に取り組み、被保険者の疾病予防と健康増進により医療費の抑制に努めます。

また、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえながら、収納率の向上に努め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。

(5) 後期高齢者医療制度の安定的な運営

フレイル健診（健康診査）の受診率の向上に努め、疾病の予防や健康増進により、医療費の抑制を図ります。

また、高齢者が安心して医療を受けられるようにするために、円滑な事業運営を図るとともに、国の制度改正に適切に対応します。

■ 協働のまちづくり

地域の医療を守り育てていくために、市民、医療関係者及び市の三者が、お互いに理解を深めながら一体となって推進します。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市内医療機関への救急搬送者数の割合	57%	58%	市内医療機関への搬送人数 ÷ 搬送人数全体の人数 × 100
国民健康保険一人当たり医療費の伸び率	0.4%	2.6%	当年度一人当たり医療費 ÷ 前年度一人当たり医療費 × 100 - 100
国民健康保険税収納率（現年度分）	94.9%	95.2%	

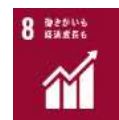
第3項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者相談センター」をはじめとする相談支援体制の強化、高齢者の健康の増進や社会参加の促進、在宅医療と介護との連携の推進、日常生活を送る上で何らかの支援を必要としている認知症の高齢者や、その家族などを地域全体で支える「地域ブロンズ会議」や「チームオレンジ」などの取組を推進し、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、介護人材の確保や介護給付の適正化など、介護保険制度を支えるための取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を進めています。

しかし、介護ニーズの増加が見込まれる一方、少子化の影響により高齢者支援の担い手となる介護専門職員の数の不足が顕著になることが見込まれるため、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者支援の担い手として、元気な高齢者をはじめとする多様な人材の参画が求められています。

こうした中、今後は、介護給付費と介護保険料とのバランスや介護人材の確保の状況などを考慮しつつ、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を進めるとともに、高齢者相談センターをはじめとした相談支援体制の強化、在宅医療と介護との連携、民間事業者や地域住民などと連携した高齢者の見守り、高齢者の健康づくりと介護予防など、高齢者の在宅生活を支える体制づくりを推進していく必要があります。

また、本市では、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進するため、医療や介護などに関するデータを有効に活用して高齢者の健康課題や支援が必要な高齢者の把握、事業のより効果的な実施方法の検討などを進めています。

また、高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する普及啓発に取り組むとともに、誰もが認知症になっても住み慣れた家庭や地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族などを地域で支える施策を一層推進する必要があります。

さらに、介護給付費の支出の増加が見込まれることから、介護給付の適正化や介護保険料の収納対策などの取組を推進し、介護保険制度を安定的に運営する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市高齢者支援計画（加須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）	高齢者の福祉サービスとその提供体制などに関する計画、介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量とその確保策及び制度の円滑な実施に関する計画並びに認知症施策を総合的に推進する計画を一体的に策定した計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

■具体的な施策

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

高齢者が、介護が必要な状態になることや重症化を予防するため、心身の機能の低下や病気の予防、早期発見・早期対応の取組を推進し、ふれあいサロンや老人クラブなどの市民主体の活動を支援します。

また、介護予防などの活動をサポートするボランティアの養成を推進し、高齢者が地域で関わりや役割を持ちながら健康づくりと介護予防を進めていける環境づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、医療や介護に関するデータ分析を行い、健康課題を明確にして、生活習慣病の重症化の防止やフレイルを予防するため、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進します。

(2) 高齢者の日常生活を支える体制づくり

高齢者相談センターの機能強化をはじめとした相談支援体制の強化を図るとともに、ひとり暮らしなどの高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、終活支援に関する取組を推進します。

また、自治協力団体、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、その地域に必要な高齢者支援の仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議」の活動を推進します。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、高齢者の介護を含めたニーズが多様化していることから、見守り体制の強化や配食サービスの提供、住まいの確保及び移動支援などを推進します。

(3) 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、生活習慣病の予防や高齢者の社会参加・生きがいづくり、医療機関や地域の関係者と連携した認知症の早期発見・早期対応など認知症の「予防」の取組を推進します。

また、認知症サポーターの養成や、認知症の人とその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターによる支援を結びつける「チームオレンジ」の整備、認知症カフェの設置の促進など、地域において認知症の人とその家族などを支える「共生」の取組を推進します。

(4) 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

医療と介護の両方のニーズに適切に対応できるよう、医療関係団体や介護サービス事業者などとの連携を更に推進し、在宅医療・介護サービス提供体制の充実を図ります。

また、サービス利用の見込量や介護給付費と介護保険料とのバランスを考慮し、民間事業者による介護施設の整備を推進するとともに、デジタル技術の活用や事務手続の簡素化など介護業務の更なる効率化を推進します。

さらに、介護に関する資格試験等への財政支援や介護に関する研修の開催及び研修修了者に対する介護施設等への就労支援など、介護人材の確保に努めます。

(5) 介護保険制度の安定的な運営

増加が見込まれる介護ニーズに対し、必要なサービスを適切に提供できるよう、効果的に介護給付を行うとともに、介護保険料の収納対策と介護給付の適正化に努めます。

■協働のまちづくり

社会福祉協議会や自治協力団体、民生委員、ボランティア、地域の介護事業者などと協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
要介護認定率	16.06%	17.68%	
ふれあいサロン設置数	136箇所	163箇所	地域で活動しているふれあいサロン数
高齢者相談センターの認知度	65.8%	85%	調査対象者のうち高齢者相談センターを知っている人の割合
認知症サポーターの養成人数	6,350人	9,000人	
新たな介護人材の確保数	—	60人	新たに市内の介護施設等に従事する介護職員等（就職者数－離職者数）

第4項 障がい者福祉の充実

基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で自立し、充実した生活が送れるよう障害福祉サービスの充実を図り、医療的ケア児を含めた障がい児への発達支援や教育支援、働くことの喜びを感じる就労支援、積極的な社会参加支援などを推進します。また、生活環境の整備、保健・医療や障がい者福祉施設の充実、緊急時対応の促進を図ることにより、日常生活において障がい者が安全に安心して暮らせるよう努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市における障害者手帳の所持者数は年々増加しており、内訳として、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいとなっていますが、療育手帳所持者や精神保健福祉手帳所持者が大幅に増加しています。難病や発達障害など手帳は所持していないが医師による診断書や意見書により障害福祉サービスを利用している方も多くなっています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。障害に対する理解を深めることにより差別や偏見、権利侵害をなくし、お互いを尊重する共生社会の実現に近づけるため、障害への理解を促進することが必要です。

また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活・就労・相談の一層の充実を図ることが重要です。障がい者の日常生活の支援のために、事業所の不足や偏在の解消に努めたことにより、市内事業所数も増加していますが、計画相談支援事業所や短期入所、児童系などまだ十分とは言えないサービスもあり、そうしたサービスを提供する事業所の新規開設など更なる障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。また、自立した生活の基盤となる就労について、働く意欲のある障がい者の能力や特性に応じた就労支援や雇用環境整備の促進を図るとともに、地域全体で見守りやサポートできる支援体制を構築し、様々な悩みごとや困りごとに対応できる相談支援の充実が必要です。

また、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することが求められるとともに、障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務となり、未就学児から高等学校の児童・生徒まで、保育や教育における障がい児支援の充実が必要となります。また、医療的ケア児への支援が、近年ますます大きな課題となっています。医療的ケア児とその家族が家庭や学校において、安心して生活できる社会の実現に向けて地域全体での取組が重要です。

さらに、障がい者の積極的な外出や社会参加を促進する環境づくりとともに、障害の特性に配慮した情報提供や、平成31年1月施行の「加須市ともに生きる手話言語条例」に基づく手話の普及などをはじめ、コミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。

日々の何気ない生活の中にも、障がい者にとっては危険なものや不安になることがあります。障がい者が安心して安全に暮らせるよう、危険や不安といった障壁を取り除くため、ハードとソフトの両面から対策する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市障害者計画及び障害福祉計画・加須市障害児福祉計画	障がい者福祉に関する施策の方向性を示す障害者計画と各種障害福祉サービスなどの見込量を示す障害福祉計画、障がい児支援に係る提供体制の確保について一体的に策定した計画

■具体的な施策

(1) 相互理解と権利擁護の推進

障害の有無にかかわらずお互いを理解し尊重することにより、障がい者がいきいきと自分らしく輝けるようにするため、多様な障害の特性や困っていることを理解し、必要な手助けや配慮を実践していける機運の醸成を図ります。

また、障害への理解が深まることにより、障がい者への差別や偏見の解消、虐待の防止、権利の擁護につなげられるよう努め、心のバリアフリー化やノーマライゼーションの理念に基づき、施策を推進します。

(2) 日常生活への支援

障がい者が住み慣れた地域や居宅で自立した生活ができるよう、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供の体制づくりを進めます。特に、訪問系・日中活動系・居住系の障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、内容に応じた各種相談支援体制の充実、医療費助成や各種手当の支給による経済的支援の充実、障害の原因となる疾病の予防や発達障害の早期対応等のため、適切な健診や医療の受診など保健・医療の充実を図ります。

(3) 障がい児に対する支援

様々なケースが見られる障がい児支援において、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などライフステージごとの関係機関が連携を図り、早期発見・早期対応により障がい児本人はもとより、その家族への支援も含めた切れ目ない支援体制の充実を図ります。さらに、医療的ケアが必要な児童とその家族を支援するため、地域の医療機関や教育機関、福祉サービスとの連携の強化を図ります。

また、保育や教育の現場において、障がい児が十分な配慮を受けられるよう幼稚園補助員・障がい児介助員の配置や施設の整備など合理的な配慮に努めます。

(4) 就労への支援

障がい者が自立した生活が送れるようハローワークや北埼玉障がい者就労支援センターと連携し、一般就労の機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障がい者のために就労継続支援 A 型や B 型などの福祉的な就労の場を確保します。

また、農業分野や産業分野と連携して、障害の特性への理解や障がい者が能力を十分に発揮できる就労環境の確保に努めます。

さらに、市役所においての障がい者雇用を推進するとともに、市内事業所における障がい者雇用を促進するための取組を行います。

(5) 社会参加の促進

障がい者の文化芸術活動やスポーツ活動への参加、地域社会での交流、積極的な外出などを促すため、障害の有無にかかわらず参加できる教室や講座、イベントなどの開催、移動に関わる様々なサービスの提供を行います。

また、聴覚障がい者など情報収集や交流に制約を受ける人の手助けとなるよう、手話の普及などコミュニケーション支援の充実を図ります。

(6) 障がい者の安全安心の取組

建物や道路、公共交通等において段差の解消などバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備による福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、生活の基盤となる居住環境について、住宅改修工事費の助成やグループホームの整備などを促進します。

また、災害時要援護者名簿への登録や災害時等の適切な情報提供・避難誘導、避難場所における福祉避難スペースの整備など、防災対策の充実を図ります。

■協働のまちづくり

障がい者団体の活動を支援するとともに、市民、地域社会、障がい者施設、企業などが役割を分担し、ともに力を合わせて取り組んでいける社会づくりを推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
北埼玉障がい者相談支援センター相談件数 (加須市民)	1,239件	1,500件	
市内障害福祉サービス等事業所数	94箇所	125箇所	
新規障がい者就労者数（加須市民）	22人	30人	北埼玉障がい者就労支援センター利用者の就労者数

第5項 とともに支え合う地域福祉の推進

基本方針

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安全安心でいきいきと健康で暮らし続けていくために、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民、地縁組織、志縁組織、事業者及び各種法人等、議会、市の役割と責務を踏まえながら、身近な地域の課題に対して、地域が一体となり主体的に地域福祉に取り組む「全ての市民を対象とした地域包括ケアシステム」を構築し、市民がとともに支え合う地域共生社会を推進します。

地域の福祉活動を支える組織を育成するとともに、市民の共助の精神に基づくボランティア活動の促進など、きめ細やかなサービスの充実を図ります。

さらに、行政の各部門及び関係機関が連携し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた誰もが生活しやすい地域環境の形成に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

少子化による人口減少、高齢化の進展によるライフスタイルの変化に加え、災害時における避難支援や、生活困窮、社会的孤立にある方の支援など、地域福祉を取り巻く環境は一層複雑・多様化しています。

本市では、市民と行政の協働による地域福祉を推進し地域福祉施策に取り組むとともに、社会福祉法人等への監査を担当する専門部署により、市民等へ適切な社会福祉サービスが供給されるよう努めています。

また、地域での相互扶助機能の低下、昨今の大規模な自然災害の発生等を背景に、地域の連携や支え合いへの関心が高まっています。

こうした中、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と行政が協働して地域で助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが必要です。

また、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の活動負担の増大や、日常生活で困っている方をお手伝いする「おたすけサポーター（ちょこっとおたすけ絆サポート事業）」などの人材が不足している状況が続いているなど、新たな担い手の確保が課題となっています。

人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しているため、市民をはじめ福祉団体やボランティアなど多様な主体の参画による地域共生に資する地域福祉活動の普及・促進が求められています。

また、公共施設などにおいて誰もが安心して快適に自立した生活を送れるようなまちづくりを進めてきました。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが生活しやすい環境を整えるためには、ハード面の整備だけでなく、情報、教育、文化、市民の意識などあらゆる分野でノーマライゼーションの理念に基づく事業の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画（地域ささえあいプラン）	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

■ 具体的な施策

（１）地域共生社会の推進

社会的孤立や介護と育児のダブルケア、8050 問題など、複雑化・多様化する地域福祉の課題に的確に対応するために、本市独自の地域支え合いの仕組みである「地域ブロンズ会議」の設置及び活動を推進します。高齢分野だけではなく、障害、こども、生活困窮、保健・医療、教育などのほか、現行の制度ではとらえられない制度の狭間にある様々な課題・分野等をつなぐ横断的・重層的支援体制の構築に取り組むとともに、積極的に対象者に働きかけ（アウトリーチ）、幅広く支援の手が届く体制づくりに努めます。

（２）地域福祉活動の推進

地域福祉課題の解決力の強化を図るため、様々な福祉分野を一体的に捉え、本市と加須市社会福祉協議会等が連携して一体的に策定した「加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の福祉活動を支える民生委員・児童委員の負担軽減などを含めた活動環境の支援・充実を図り、担い手の確保に取り組みます。

地域での助け合い、いわゆる「共助」の大切さを地域へ発信し、地域での支え合いの仕組みづくりを支援するとともに、市民による地域福祉活動や社会福祉に関する情報の提供、ボランティア活動の支援に取り組みます。

（３）ともに助け合う安心な地域づくりの推進

自治協力団体、民生委員・児童委員などによる地域の特性を活かした地域活動への支援の充実を図り、地域住民との協力体制を確立し、高齢者の見守りや声かけなど日常的な支援の実施により、安全で安心な地域づくりに取り組みます。

また、地域での助け合いが不可欠である災害時要援護者支援体制の強化を図るとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実に取り組みます。

（４）社会福祉法人等への支援

地域住民が必要とする福祉サービスが適切に提供されるよう、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等に対し、計画的な指導監査、相談、情報共有等に努め、運営状況の把握、不適切な対応や事故等を未然に防止し、利用者の安全を確保するとともに、健全な事業運営による利用者サービスの質の保持・向上を図ります。

（５）ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「加須市市有施設設計方針」及び「加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすく、分かりやすく、安全な施設の整備を推進します。

■ 協働のまちづくり

市民、自治協力団体、民生委員・児童委員協議会、事業者及び各種法人等が協働し、身近な地域の課題に対して、地域全体で、ともに支え合う「共助」の仕組みづくりを推進します。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
民生委員定数の充足率	96.8%	100%	民生委員・児童委員数÷定数×100
社会福祉協議会会員加入率	56.9%	57.5%	一般会員加入件数（年度末） ÷世帯×100
避難援助者の登録率	46.8%	47.4%	避難援助者が登録されている 要援護者÷全要援護者×100

第6項 生活の安定・安心の促進

基本方針

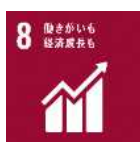
全ての市民が健康で文化的な生活ができるよう経済的な支援の充実を図り、生活の安定・安心を促進します。

国民年金制度については、老後に安定した生活を送るために制度の周知を図るとともに、制度の適正な運用を関係機関に要請します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクが高い方が増加傾向にあり、最後のセーフティネットである生活保護制度は重要な役割を担っています。生活困窮者に対しては、こどもへの学習支援や住居確保などを推進し、各種相談に応じ自立のための支援を図ります。生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、就労支援をはじめとする自立に向けたきめ細かな支援を行います。

消費生活相談の充実、啓発活動の推進により、消費生活の安全安心の確保に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

全ての国民の生活を維持するために基礎年金を支給する国民年金制度がありますが、その財源は保険料によって維持されています。少子高齢化に伴う保険料の上昇や景気低迷による未納者の増加が見込まれるため、老後に無年金となり生活困窮に陥るケースも多く見受けられることから、早期からの年金納付を促す必要があります。

家族の介護や障害で働けなかったり、再就職の失敗により自信を喪失し引きこもってしまうなど様々な理由により収入が得られず低所得状況に陥ってしまっている人がいます。こうした生活困窮者の自立を適切に支援する相談窓口が必要です。

生活保護受給者数及び生活保護受給世帯は、年々増加しており、それに応じて生活保護費も年々増加傾向にあります。生活保護受給者の抱える問題は、複雑多岐にわたり、困窮の程度に応じた対応が求められており、生活の自立に向けた総合的な対策が必要です。

また、近年、高齢者世帯等への電話勧誘や訪問販売などによる消費者トラブルが多発し、消費生活相談の充実や高齢者等への見守り活動等の取組が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画（地域ささえあいプラン）	地域福祉及び地域福祉活動の推進に関する施策を整理し、今後の取組の指針となる計画

■具体的な施策

(1) 国民年金窓口の充実

国民年金の資格取得や請求などに関する市民の身近な窓口として、自営業・農業の方などからの相談や受付を充実させるとともに、保険料の免除・猶予制度の積極的な周知など、ねんきんサテライト加須（熊谷年金事務所加須分室）との連携を強化し、円滑な業務を推進します。

(2) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の早期把握と自立に向け、自立支援相談窓口の体制を強化するとともに、関係機関と連携し、就労支援や家計相談など、きめ細かい包括的な支援に取り組みます。

生活困窮者の自立支援策については、面談や訪問を通じ、経済的困窮の程度に応じた支援により自立を助長するとともに、就職活動を支えるための家賃費用を一定期間給付し支援します。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する世帯のこどもへの学習支援に積極的に取り組みます。

(3) 生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者に対しては、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する観点から世帯の状況を適切に把握した上で、受給者に寄り添い円滑な関係を構築し、困窮の程度に応じた必要な支援を適正に実施します。

生活保護受給者の自立促進を図るため、福祉事務所の就労支援相談員やハローワークの就労支援員のほか、シルバー人材センターやその他関係機関等と連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を積極的に活用し、求職と求人のマッチングなどの就労支援活動に取り組み、経済的な自立を支援します。

就労に向けた課題がある方についても、それぞれの抱える課題や本人の意向の把握を行うとともに、その状態に応じた就労支援が行えるよう効果的に取り組みます。

また、生活保護受給者の多くが健康上の問題を抱えていることから、検診や医療機関受診の勧奨等により、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進し、健康面や生活面の管理を行うなど、日常生活における自立促進のため、関係機関との連携により健康管理支援を実施します。

(4) 消費生活の安全安心の確保

消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活センターを核とした消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めます。

また、消費者の自立、消費者力の向上を図るため、消費生活情報の提供や啓発活動に取り組みます。

■協働のまちづくり

社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関と協働し、生活困窮者や生活保護受給者を地域で孤立させないための取組を推進します。

消費者団体等と協働し、様々な機会を通じて、消費生活の安全安心への啓発を推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
学習支援事業参加者（中学3年生）の高校進学率	100%	100%	高校受験合格者数÷学習支援事業参加者（中学3年生）×100
就労支援により就労した生活保護受給者の割合	40.7%	50%	就労支援による就労者数÷就労支援対象者×100
消費生活講座参加者数	1,168人	1,270人	中学生、高齢者、民生委員、高齢者相談センター職員等対象講座

第2章

未来へつなぐ 人を育むまちづくり

満足度
アップを
目指します！

第1節 こどもを産み育てやすい まちをつくる

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項	結婚・出産・子育てへの連続性のある きめ細かな支援		20% 19%	↓ -1
第2項	こどもの健やかな成長の支援		20% 17%	↓ -3
第3項	仕事と子育ての両立の支援		20% 20%	→ +0
第4項	幼児教育の充実		16% 16%	→ +0

第2節 確かな学力と豊かな心を育むまちをつくる

第1項	学校教育の充実と家庭・地域で 健やかなこどもを育む環境づくり		15% 18%	↑ +3
-----	-----------------------------------	--	------------	------

第3節 自ら学び自分らしく生きるまちをつくる

第1項	生涯学習の推進・芸術文化の振興			
	(生涯学習の推進)		23% 18%	↓ -5
	(芸術文化の振興)		13% 18%	↑ +5

第4節 互いを認め誰もが活躍できるまちをつくる

第1項	人権尊重社会の推進		8% 15%	↑ +7
第2項	男女共同参画社会の推進		8% 14%	↑ +6

第1項 結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援

基本方針

結婚に対する希望をかなえるため、男女の出会いの場の提供や相談支援の取組を推進します。
また、不妊に悩み、妊娠を希望する人を支援するために、不妊治療費等を助成します。
さらに、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て家庭への人的支援や子育て相談窓口の充実を図ります。
また、手当の支給や医療費の助成など経済的な支援を継続します。
さらに、子育て中の人安心して子育てをすることができ、次代を担うこども・若者が健やかに育つよう、地域子育て支援機関への支援や地域社会の活動を促進し、地域でこども・若者を育てていく環境づくりに努めます。

関連する SDGs



現状と課題

結婚や出産を希望しながらも、その希望がかなえられない大きな理由として、経済的な事情や異性と出会う機会が少ないことが挙げられています。こうした中、本市では、結婚を希望する人への相談支援や出会いの機会の提供などを行っている加須市結婚相談所「であいサポート i」を支援しています。

また、不妊治療費や不育症検査費等を助成し、妊娠を望みながら、不妊や不育症に悩んでいる人を支援しています。今後も若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるとともに、これらを望む人の希望を実現するための支援や環境づくりを推進する必要があります。

さらに、本市では、「すくすく子育て相談室」を設置し、妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支援するとともに、子育てを取り巻く環境が変化している中で、産前・産後の不安や悩みを解消し、安心してこどもを産み育てることができるよう、相談窓口の一層の充実や子育てに関するタイムリーな情報提供が必要となります。

また、児童手当の支給や医療費助成の対象を高校生年代のこども・若者まで拡大するなど子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいます。今後は、更なる子育て家庭への経済的支援の拡充についての検討が必要です。

さらに、より子育てをしやすいまちにするため、身近な地域で子育て支援ができる子育て支援拠点の機能の強化や地域、関係機関等との連携の強化を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を進めることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

■ 具体的な施策

(1) 出会い・結婚の支援

結婚希望者に対し、相談、紹介、助言などを行う加須市結婚相談所「であいサポート i」の活動を支援するとともに、更なる出会いの機会を増やすため、SAITAMA 出会いサポートセンター（恋たま）に参加します。

(2) 妊娠・出産の支援

性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理の実施を促す教育、不妊治療費や不育症検査費、妊婦健康診査費用の助成など、若者の健康づくり、不妊や不育症に悩んでいる人への支援、妊娠後における妊婦への支援を切れ目なく行います。

(3) 出産後の子育て支援

子育てに関する総合相談窓口である「すくすく子育て相談室」に、保育士などの資格を有する「子育てコンシェルジュ」と助産師などの資格を有する「母子保健コーディネーター」を配置し、母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供します。

育児に不安を抱えている人を支援するため、産後支援ヘルパーの派遣をはじめ、産後ケア事業の更なる充実を図り、子育てへの不安の解消と孤立化の防止に努めます。

さらに、乳児家庭への全戸訪問等により産後うつ等の早期発見を図るとともに、「すくすく子育て相談室」においても、出産後の子育てをサポートします。

児童虐待の未然防止、要保護児童の早期発見、保護者への適切な指導や支援を行うとともに、社会的養育を充実させることにより、児童の健全な育成を図ります。

(4) 子育て家庭への経済的支援等の充実

児童手当や児童扶養手当等の支給や、こどもやひとり親家庭等の医療費の助成などにより、子育て世帯を経済的に支援します。

また、本市独自の取組として、こどもの誕生を祝しての絆サポート券の支給、多子世帯への学童保育料の軽減や幼児教育・保育の無償化にかかる副食費の補助等を実施します。

さらに、子育て家庭への経済的支援については、事業効果を見極めながら、拡充に努めます。

(5) 地域での子育てしやすい環境の整備

地域や幼稚園、保育所、関係団体、行政などが連携して、子育て家庭への相談支援や、子育て支援センター等での親同士や地域住民との交流の場の創出などきめ細かに子育てを支援します。

また、地域住民や事業所の協力が必要となるファミリーサポートセンター事業やひととき託児事業、子育て短期預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの充実を図るとともに、これらの事業の担い手の養成に努めます。

さらに、おむつ交換や授乳等を行うことができる場所の確保や、駅舎や民間施設のバリアフリー化を促進することにより、安心して子育てや乳幼児を連れた外出をできる環境を整備します。

■ 協働のまちづくり

地域活動団体や子育て支援サークルなどの活動を促進し、地域での子育て支援を推進します。また、ファミリーサポートセンターの協力会員やひととき託児のボランティアの確保を図ります。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
0～5歳の1年後の人口（4月1日現在）	64人の増加	増加を維持	
SAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）利用登録者数	264人	400人	
不妊治療による妊娠者数	44人	50人	
支援プラン対象家庭の終結割合	30.9%	35%	

第2項 こどもの健やかな成長の支援

基本方針

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が尊厳を重んぜられ、意見を表明しやすい環境づくりを推進します。

乳幼児健診や相談の機会を提供するとともに、予防接種や食育の実施などにより、親と子の健康づくりを推進します。

全てのこども・若者が夢や希望を持って成長し、活躍できるよう、教育を受ける機会の確保、生活の安定と自立のための就労支援や経済的支援などのこども・若者の貧困対策を総合的に推進するとともに、ヤングケアラーやひきこもり、不登校など配慮を必要とするこども・若者などを支援します。

こども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く糧となる多様な体験をすることができるよう支援します。

関連する SDGs



現状と課題

「こども基本法」の成立により、国及び地方公共団体がこども・若者・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、その施策の対象となるこども・若者や子育て当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられたとともに、「こども大綱」において、おおむね 30 歳未満までのこども・若者が国、都道府県及び市町村などによる支援の対象となることが明確にされました。こうしたことから、こども・若者などの意見を施策に反映させながら、必要な支援がこども・若者の年齢によって途切れることがないよう、継続的に支援していくことが求められています。

本市は、乳幼児健診や予防接種、育児健康相談事業や親と子の食育事業などを実施し、親と子の健康づくりを推進しています。子育てに関する悩みや不安を抱えている親や、支援の必要なこどもも少なくないことから、引き続き、関係機関との連携の強化や相談体制の充実を図る必要があります。

また、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、不登校などのこども・若者が一定数存在しており、こども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こども・若者の貧困対策を推進し、一人ひとりが置かれた状況に応じて、その成長を支えていく必要があります。

さらに、安全で安心できる居場所や様々な体験や学習ができる機会の確保が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

■具体的な施策

(1)「こどもまんなか」の取組の推進

常にこどもの最善の利益を第一に考える、こどもに関する取組や政策が社会の真ん中に据えられる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりをするとともに、こども・若者に関連する施策への意見の反映を推進します。

(2) 親と子の健康づくりの推進

こどもの健やかな成長を支援するため、法定の乳幼児健診に加え、市独自の乳幼児健診を実施し、健康の保持、増進を図ります。

また、病気の予防のため、こどもの定期予防接種やインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成するとともに、親の育児不安の軽減、乳幼児の健全な発達支援と生活習慣の確立を促すため、育児健康相談、幼児発達支援、親と子の食育など、親と子の健康づくりを推進します。

(3) こども・若者の貧困対策等の推進

こども・若者の未来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、経済的に厳しい状況に置かれているこども・若者の食や学びへの支援、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や幼稚園や保育所等の実費徴収費用の一部補助、小学校・中学校の就学援助、ひとり親家庭の生活の安定と自立のための児童扶養手当の支給や就業の支援など、こども・若者の貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

また、相談窓口の充実や学校、教育・福祉などの関係課や関係機関等との連携を強化することによって、ヤングケアラーや、ひきこもり、不登校、いじめ、外国籍などの配慮を要するこども・若者を支援するとともに、保護司や更生保護活動団体の活動への支援を通じて、犯罪・非行をしてしまったこども・若者の立ち直りを支援します。

(4) 居場所や多様な体験機会の創出

児童館や図書館、公園などの既存施設の充実を図るとともに、個人や民間団体との連携などによりこども・若者の居場所の創設に努めます。

また、こども・若者が将来の安全で豊かな生活やより良い社会づくりに向けた知識や興味を得られるよう、小・中学生を対象とした消費者教育や金融経済教育、主権者教育などに取り組みます。

■協働のまちづくり

医療機関等と連携し、こどもの健やかな成長を促すとともに、親の育児不安の解消に努めます。また、こども食堂やフードパントリーの団体と情報交換を行い、食材提供等の支援を推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
乳幼児（3～4箇月・3歳児）健診受診率	96.3%	100%	
発達・ことばの遅れ等で医療機関の受診につながった者の割合	50%	60%	医療機関の受診につながった者の数÷医療機関への受診を促した者の数
子育て応援フードドライブへの食品等の寄贈者数	211人	300人	寄贈者数は、本市が把握している団体又は個人の数

第3項 仕事と子育ての両立の支援

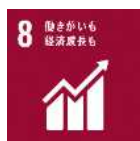
基本方針

子育てと仕事を安心して両立できる社会の実現に向けて、多様化・高度化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めるとともに、全てのこどもに質の高い保育を保障するため、保育環境の整備・充実や待機児童ゼロの維持に努めます。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担いながら、特別な配慮が必要なこどもへの対応やセーフティネット機能を果たす施設として、再整備・再編を進めていきます。

さらに、放課後児童健全育成事業へのニーズの高まりに対応するため、引き続き、施設・人材両面で受入体制を強化し、待機児童ゼロの維持に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

少子化の進行が続くなか、共働き世帯の増加や保育時間の多様化により、0～2歳児を中心とした保育ニーズは依然として高い水準にあります。今後も、保育所の待機児童ゼロを維持するためには、保育士の確保、保育環境を整備・充実させていくことが重要です。

この多様化する保育ニーズに対応するため、現在、私立保育所等では低年齢児保育、長時間保育、病気回復期のこどもを対象とする病後児保育や障がい児保育、夜間保育など多様なサービスを展開しています。市立保育所では、特に配慮が必要なこどもや保育困難ケースへの対応など、セーフティネットとしての役割を果たし、私立保育所等の補完的な役割を担っています。

市立保育所が、今後もセーフティネットとしての役割を果たしていくためには、安定的な運営が不可欠です。しかし、園によって老朽化が進んでいる施設もあり、安全性と保育の質の確保が求められるとともに、園児数の推移を踏まえ、市全体として適正に配置していくことが必要となっています。この状況を受けて、「加須市立保育所再整備計画」（令和7年3月策定）に基づき、再編・統合・新設を段階的に進め、保育環境の改善と効率的な運営に取り組んでいます。

また、市立幼稚園では、就労など家庭の事情に応じて通常保育時間を延長する「預かり保育」を全年齢児に実施し、令和7年度からは、長期休業中の預かり保育を1園で試行的に開始しました。

さらに、放課後児童健全育成事業（学童保育）は、全学年への対応や特別な配慮を必要とするこどもへの対応が求められ、余裕教室や周辺の公共施設などを活用し、受入体制を整備してきました。

今後も、指導員を担う人材の確保など、引き続き受入体制の整備に向けた取組の推進が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市立保育所再整備計画	施設の老朽化や保育ニーズの変化に対応し、質の高い保育を将来にわたり確保するための加須市立保育所再整備の計画

■具体的な施策

(1) 保育サービスの充実

子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進するため、各家庭の働き方や生活に対応した保育サービスの充実を図ります。

私立保育所等については、低年齢児保育、長時間保育や病後児保育、夜間保育などの特別保育に対して、必要な支援を継続するとともに、病児保育の実施に向けた支援を行い、ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

市立保育所については、私立保育所の補完的役割を担いながら、0歳児受入の拡充や、長時間保育や障がい児保育、一時保育などの保護者ニーズに対応した保育所運営に努めます。

また、市立幼稚園においては、令和7年度から長期休業中の預かり保育を1園で試行的に開始しており、今後、利用状況を踏まえて実施園の拡大を検討していきます。

加えて、全職員研修、私立も含めた合同研修会等を通じて、職員間の交流や情報交換等を図るなど、職員の資質及び保育の質の向上に努めるとともに、保幼小中の連携を強化し、幼児期の教育の成果が小学校につながるよう幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。

(2) 保育環境の整備・充実

多様化する保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを維持するため、適切な保育環境の整備・充実を図ります。私立保育所等については、今後も保育需要に対して中心的な役割を担ってもらうため、施設整備に必要な支援を継続します。

また、市立保育所については、私立保育所の補完的な役割を担うこととし、「加須市立保育所再整備計画」に基づき、老朽化が進む施設については再編・統合・新設を段階的に実施します。

併せて、市立保育所が特別な配慮を必要とするこどもや保育困難ケースに対応し、地域のセーフティネットとしての機能を安定的に果たしていけるよう、関係機関との連携を強化し、人的・物的両面での充実に努めます。

(3) 放課後児童健全育成の充実

公立放課後児童健全育成事業については、待機児童ゼロを維持するため、適切な施設の整備や指導員の確保に努めます。

また、主任指導員会議や指導員全体研修を行い、保育の質の確保、向上に努め、安定した継続的な運営を推進します。

民間放課後児童健全育成事業については、公立と合同で指導員全体研修を行い、情報の共有、保育の質の確保、向上に努めるとともに、安定的なサービスを提供するため、運営に必要な支援を継続します。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもなど、支援を必要とするこどもに対応するため、専門的な知見を有する関係機関との連携を強化します。

■協働のまちづくり

私立保育所や民間放課後児童健全育成室などと協働し、仕事と子育ての両立の支援と児童の健全な育成に努めます。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
保育所・学童保育の待機児童	ゼロ	ゼロを維持	
低年齢児入所児童数	445人	446人	低年齢児（0、1歳児）で保育所に入所している数（委託含む） 3月1日現在
市内私立保育所における長時間保育実施率	100%	100%	
市立保育所の耐震化率	66.7%	100%	

第4項 幼児教育の充実

基本方針

市立・私立幼稚園、認定こども園で質の高い総合的な幼児教育を提供します。
市立幼稚園では、引き続き3年保育を実施し、小学校や地域と連携した幼児教育を展開します。
また、園児数の減少や教育ニーズの多様化を踏まえ、教育の質の確保と効率的な運営のため、段階的に再編、統合、認定こども園化を検討していきます。

関連する SDGs



現状と課題

近年、出生数の減少に伴い、近所に同世代の友達がいらないなど仲間と一緒に遊ぶ機会やコミュニティの減少が、社会性、自主性、協調性を養うことに困難な状況を招いています。

こどもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、こどもから高齢者まで全ての世代間の交流機会の提供や地域活動を推進し、こどもたちを健やかに育てることのできるまちづくりが必要です。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い幼児教育を提供していくことが求められています。

市立幼稚園では就園率が低下し、園児数は年々減少しています。令和3年度以降、休園・休室となる園が複数あり、小規模化による教育活動の制限や教職員体制の確保が課題となっています。

この状況を受けて、「加須市立幼稚園再編計画」（令和5年9月策定）に基づき、令和6年度からは市立幼稚園の運営体制を8園に再編し、適正な規模での教育とその質の向上に努めています。

令和8年度以降は通園区域を廃止し、保護者が希望する園を選択できる制度に移行し、柔軟な運営と利便性の向上を図るとともに、地域全体での幼児教育の質の向上に取り組んでいます。

さらに、長期的には幼児教育の質の確保及び安定的な運営のために、集団による教育活動ができ、かつ、クラス替えが可能な1学年2クラス規模の園児数を確保しつつ、地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすため、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら、再編、統合、認定こども園化を進める必要があります。

また、特別な配慮を必要とするこどもの割合は増加傾向にあり、個別支援への対応力がより一層求められています。

本市は埼玉県内最多の市立幼稚園数を有し、小学校との併設や地域との連携を活かした地域密着型の幼児教育を長年推進してきました。今後も、この強みを活かしながら、園児にとって望ましい教育環境を確保していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市こども・若者・子育て支援計画	「こどもまんなか社会」の実現に向けた市の取組の内容や目標などを明確にするための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画
加須市立幼稚園再編計画	園児数の減少や教育ニーズの多様化に対応し、質の高い幼児教育を将来にわたり安定して提供するための加須市立幼稚園再編の計画

■具体的な施策

(1) 教育内容の充実

小学校との連携をさらに強化し、様々な交流活動や連絡協議会等を通して、小学校教育への円滑な接続により、小1プロブレムの解消に取り組みます。

また、科学遊びや幼児体操などを通じて、幼児の興味や関心を広げ、生きる力と豊かな心を育むために、幼稚園・小中学校・家庭・地域社会が一体となった地域密着型教育を推進するとともに、幼児同士の交流の場や合同の研修会を計画的に開催することにより、市全体の幼児教育の質の向上を図り、引き続き市内市立幼稚園において3年保育を実施します。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもには、関係機関、園、保護者と連携しながら、個別の状況に応じた支援体制を構築し、適切な支援に努めます。

(2) 適切な教育環境のための施設運営

幼児の健やかな成長に資する集団教育の場を確保するため、適切な施設整備を行います。

また、市立幼稚園は規模の適正化を進め、「加須市立幼稚園再編計画」に基づき、段階的・計画的な再編（短期・中期・長期）を進め、教育の質を維持しながら効率的な運営体制（再編、統合、認定こども園化）を検討します。

■協働のまちづくり

地域や家庭との連携を一層深め、多様な関係者と協働しながら、こども一人ひとりの健やかな育ちと、質の高い幼児教育の実現に取り組みます。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市立幼稚園入園待機児童数	0人	0人	
市立幼稚園の非構造部材の耐震化対策実施率	37.5%	100%	

第1項 学校教育の充実と家庭・地域で健やかなこどもを育む環境づくり

基本方針

学校教育では、こどもたちが自ら学び考える力や豊かな人間性、健やかな体など、将来をたくましく生きる力を育みます。また、市独自の加配教員による個に応じた指導をはじめとする指導方法の工夫・改善に加え、インクルーシブ教育の推進等により、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援を充実させるとともに、ICTを効果的に活用し、一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進します。

また、将来を見据えた持続可能で魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けた学校再編にも取り組みます。さらに、中学校区内の保・幼・小中一貫教育を進め、家庭や地域社会との連携を強化することで、こどもの健全育成と学力向上を支援します。地域密着型教育の一環として家族・地域の絆推進運動の「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、青少年団体の活動を支援しながら、家庭教育の充実を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

毎年度実施している全国及び埼玉県の学力・学習状況調査の結果から、本市の小中学生は、国・県それぞれの平均正答率をわずかに下回っていますが、これまでの学力向上対策により徐々に改善している状況です。また、令和5年度の不登校児童生徒の割合から、本市の小学校は国や県の割合を下回っている一方、中学校は上回っているため、教育センターの適応指導教室「ピア」の指導体制を充実させ、引き続き、すべての児童生徒を学びにつなげる取組が必要です。

外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、小・中学校での日本語指導教諭による指導のほか、教育センターに配置している日本語指導助手による学校生活や日本文化等への適応支援の継続が必要です。また、医療的ケア児など特別な配慮が必要な児童生徒への支援を充実させ、インクルーシブ教育システム構築の推進に取り組んでいます。

今後、変化の激しい社会、とりわけ急速なデジタル化が進む中で、児童生徒が主体的に生きる力を身に付けるためには、基礎学力の向上に加え、ICTの効果的な活用や多様なニーズに応える教育による確かな学力と豊かな心の育成をさらに推進する必要があります。そのため、学校教育の充実に向けた家庭や地域との連携を一層深め、地域とともにある学校づくりを進めることが必要です。

学校施設については、これまで小・中学校の大規模改造工事など必要な改修を実施してきましたが、今後は老朽化が進む施設を計画的に整備する必要があります。また、小・中学校は災害時の避難所として指定されていることから、必要な施設機能の向上にも取り組む必要があります。

少子化により多くの学校で児童生徒数が減少している一方、住宅開発などにより児童生徒数が増加している学校もあります。こうした現状を踏まえ、将来を見据えた持続可能で魅力ある学校づくりを進めるためには、保護者や地域住民との十分な合意形成を基本とし、こどもたちにとってより良い教育環境の実現に向けた学校の再編や通学区域の見直しが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市学校教育推進計画 ～加須市子どものびのびプラン～	9年間の義務教育の中で「知・徳・体のバランスを兼ね備えた力」を育む学校教育を推進するための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画
加須市学校給食基本計画	安全で安心な学校給食の提供と健やかな心と体の育成、学校給食に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策とも調和し、総合的に強靱な国づくり・地域づくりを推進する計画

■具体的な施策

(1) 自ら学ぶ力と確かな学力の育成

引き続き市独自の加配教員を小中学校に配置し、ティームティーチングや少人数指導を実施します。また、1人1台端末の環境下でICTを効果的に活用することや読書活動を推進することにより、確かな学力と学ぶ力を育成します。「加須市チャレンジテスト」や中学生に個別の学習指導を行う「加須まなびTime」により、児童生徒の知識・技能の定着を図ります。

(2) 豊かな心を育む取組の推進

様々な原因によるいじめや不登校の課題解決に向け、学校・家庭の支援に加え、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化します。スクールカウンセラーや相談員等を学校や加須市立教育センターに配置し、面談などを通じて児童生徒と保護者を支援する相談体制を充実させます。さらに、適応指導教室「ピア」の機能充実を図り、不登校の予防・改善に努めます。道徳・人権教育や「夢・未来応援事業」を通じて豊かな心を育て、自他の人権や多様な考えを認め合い、自ら考え行動できる児童生徒の育成を推進します。外国籍の児童生徒には日本語指導を充実させ、日本の生活習慣や文化を教え、学校生活への円滑な導入を支援し、共生社会の実現を目指します。

(3) 安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成

安全で安心な栄養バランスの優れた学校給食を幼児・児童生徒に提供し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、健全な食生活を営む判断力を養います。さらに、社交性や協同の精神を育み、豊かな人間性の基礎を培います。地産地消の観点から地元産農産物を給食に取り入れ、郷土理解と地域農業振興に貢献します。

加須・騎西両学校給食センターは必要な修繕・改修を行いながら2センター体制を維持します。

健やかな体を育むため、体力向上推進委員会で児童生徒の体力の課題を明確化し授業改善を図るほか、健康診断や歯科指導を通じて、児童生徒に自ら健康管理ができる資質と能力の育成を図ります。

(4) 安全・安心で快適な環境づくり

市立小・中学校の施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化が進む学校施設の整備を計画的に進め、安全・安心で快適な教育環境を整備していきます。併せて、これからの学びに必要な施設機能の確保に努めます。

(5) 持続可能な魅力ある学校づくりの推進

本市が目指す学校教育の姿や地域の実情等を踏まえ、将来を見据えた持続可能な魅力ある学校づくりを進めるため、未来を担うこどもたちにとってよりよい教育環境の実現に向けた学校の再編に取り組むとともに、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

(6) 家庭や地域で健やかなこどもを育む取組の推進

市立全小・中学校に設置した学校運営協議会を活用し、学校応援団・幼稚園応援団の協力の下、学習支援や環境整備、学校・園と家庭・地域との交流を促し、地域密着型教育を推進します。また、中学校区での学びの連続性を意識した保・幼・小中一貫教育を進め、こどもの健やかな成長を家庭や地域とともに支える取組を推進します。

家族・地域の絆推進運動の基本運動の一つとして「加須市あいさつ運動」を推進するとともに、地域で活動する青少年健全育成団体の支援と連携を一層強化し、児童生徒の健全育成を推進します。

■協働のまちづくり

学校・家庭・地域及び企業と協働し、こどもたちの「生きる力」を育みます。

地域や地域の人材・企業を活用した教育活動の充実を図るとともに、その学習成果を地域に還元します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
埼玉県学力学習状況調査の県平均正答率に対する市平均正答率の割合	97% 96%	101%以上 101%以上	上段：小学校、下段：中学校
全国学力・学習状況調査の質問紙調査で「人が困っているときに進んで助けますか」に「はい」と答えた児童生徒の割合	93.6% 90.2%	95% 95%	上段：小6、下段：中3
不登校児童生徒の割合	1.14% 7.19%	0% 0%	上段：小学校、下段：中学校
学校給食残食率	2.0%	2.0%	残食量÷配食量×100

第1項 生涯学習の推進・芸術文化の振興

基本方針

ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、老若男女を問わず一人ひとりの学び直し（リカレント教育）をはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会の充実を図ります。文化・学習センター、コミュニティセンター、図書館、加須未来館、郷土資料館など生涯学習関連施設が連携して生涯学習の機会を充実させるとともに、市民の豊かな知識や経験を活かして地域社会で活躍できる場を充実します。

また、芸術文化を振興するとともに、文化財の保存継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。さらに、読書に親しむ機会の充実に努め、市民の読書活動を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

人生 100 年時代において、心の豊かさや生きがいを求める市民の学習ニーズは、高度化・多様化しており、個人のライフスタイルによって異なります。

令和 6 年 11 月に実施した生涯学習に関する市民意識調査においては、生涯学習のセミナー・講座などに期待する内容として、「健康上のこと」、「生きがい」、「食生活」、「防災」など、市民の日常生活に密接に関わるテーマに対して関心が高い一方で、ニーズが多岐にわたることが示されています。

本市では、様々な学習ニーズに対応するため、生涯学習市民企画委員との協働で学習講座の企画立案・運営を行いながら、市民学習力レッジセミナーや生涯学習セミナーを毎年度開講しているほか、包括連携協定を結んでいる平成国際大学において、シニア世代・ミドル世代を対象により専門的な学習講座を実施しています。

今後においても、地域の人材を発掘し協働することにより学習機会を更に充実させ、市民の学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供していく必要があります。また、市内の各種団体・サークルの活動状況を情報提供することにより、人と人をつなぐ役割を十分に果たし、市民が持つ豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

さらには、豊かな感性と創造性に富んだ芸術文化の振興を図るとともに、本市がこれまで培ってきた生活文化や歴史的資源・魅力など、郷土の文化財や伝統芸能を理解し郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

建築後 30 年を超えた加須文化・学習センターをはじめとした文化・学習センター 4 館では、施設及び設備ともに経年劣化が顕著になっています。

同様に、建築後 20 年を超えた加須未来館では、展示物の陳腐化が進んでいます。宇宙や天体、科学について楽しく学ぶことができる教育施設として機能を充実させ魅力をアップすることが必要となっています。

また、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館の利用者数、貸出数ともに減少傾向にあります。図書館においても市民の多様な学習ニーズに対応し、図書館資料の充実にも努めるとともに、Wi-Fi 環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。さらには、将来を見据えた特色ある図書館となるよう見直すことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～	教育の目的を人づくりと捉え、目指すべき市民の姿を定めた教育（人づくり）の方針
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市生涯学習推進計画	学習機会の拡充や学習情報の提供、学習相談の充実、自主学習活動の支援などの市民の学習活動推進や芸術文化の振興、文化財の保存継承、読書活動の推進のための計画
加須市立図書館運営指針	図書館の今後の基本的なあり方及び図書館サービスや運営についての指針
加須市子ども読書活動推進計画	こどもが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう計画的に取り組むための計画

■具体的な施策

(1) 生涯学習活動の推進

市民の学習参加のきっかけづくりと学習活動の深まりを目的に、生涯学習市民企画委員との協働による「市民学習カレッジ」やコミュニティセンターが実施する「生涯学習セミナー」を開講するとともに、様々な世代の学習ニーズに応え、平成国際大学や企業等と連携して、学び直しをはじめとするより専門的な学びの場の充実を図ります。また、新規受講生の掘り起こしに取り組むとともに、学習講座のDX化の推進を図り、市民一人ひとりの学習ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の提供に努めます。

文化・学習センターやコミュニティセンター、図書館などが施設間で多様な連携に努め、それぞれの機能を活かした幅広い事業展開を推進して学習機会の充実を図ります。

さらに、地域社会への参画のきっかけとなる市民の生涯学習活動を推進し、市民が持つ豊かな知識や経験を伝え広める機会を創出して地域社会での活躍の場の充実を図ります。

(2) 芸術文化の振興

市民一人ひとりの豊かな感性や創造力をもった芸術文化の振興を図るため、文化祭や加須市美術展、県展かぞなどを開催し、青少年、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆる市民の主体的な文化創造活動を支援するとともに、市民の誰もが優れた芸術文化に身近で気軽に触れ親しむ機会の充実に努めます。

また、斎藤与里、河野省三、田中正造、下總皖一、若林珪蔵、谷山豊、田口和美の加須の偉人7人の功績を顕彰する機会をさらに創出し、市民としての誇りや「ふるさと加須市」への愛着心を育みます。

(3) 文化財の保存継承による郷土愛の醸成

民俗芸能の伝承支援や文化財、歴史資料の調査・公開・展示を行うことにより、市民が文化財等に親しみ、その価値を深めていけるような取組を推進し、次世代へ保存継承するとともに、郷土愛の醸成と地域活性化を図ります。また、郷土の歴史を伝える文化財や歴史資料、加須の昔ばなしなどを「加須インターネット博物館」や「加須市郷土かるた」で紹介します。

なお、考古資料は騎西郷土史料展示室（騎西城）を核とした施設に集約し、水と暮らしに関する民俗資料は北川辺郷土資料館を核とした施設に集約して適切に保存し、展示公開を行います。

さらに、市内に分散管理する膨大な収蔵資料の保存・管理について、収蔵施設の再編を進めます。

(4) 快適な学びの場の再生

文化・学習センター4館を市民の芸術文化活動や生涯学習活動の拠点施設として、より多くの市民が安全かつ快適に利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な施設修繕を実施し、施設の充実を図ります。

(5) 夢を育み未来を創造

加須未来館においては、こどもをはじめとした市民の宇宙や天体、科学に対する関心を高め、楽しく学ぶことができる教育施設としての機能充実を図るため、様々な手法を活用して、展示物の刷新や体験遊具の新規購入などリニューアルを進めて、新たな魅力を創造します。

(6) 読書活動の推進

乳幼児健診時での絵本の配布やおはなし会の開催や読み聞かせ、小中学校における家読（うちどく）の啓発やブックトーク、授業での図書館利用の促進など、こどもが自主的な読書活動ができる環境を整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図り、こどもの読書活動がより一層活発になるような取組を推進します。

また、読書活動に関する市民の多様なニーズに対応するため、市立図書館と埼玉県内公立図書館が連携協力し、蔵書の充実を図りながら、市民の読書活動を推進します。

さらに、紙媒体の図書資料だけでなく、いつでもどこでも利用できる電子書籍の導入や図書館へのWi-Fi環境の整備、地域資料等のデジタル化など新しい利用者サービスの充実を図りながら、各館それぞれが特色ある図書館となる再編を進めます。

■協働のまちづくり

生涯学習ボランティア（生涯学習市民企画委員）との協働により生涯学習講座の企画立案を充実するとともに、市民講師など地域で活躍する場を充実して、生涯学習を通じた活力あるまちづくりを推進します。

芸術文化活動団体が実施する自主事業への支援を行い、市民と協働で行う芸術文化の振興を図るとともに、文化財保存継承団体と協働して貴重な文化財を次世代に継承します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市民学習カレッジの受講率	84%	88%	
各地域文化祭の来場者数	12,742人	18,000人	
インターネット博物館のアクセス数	21,014件	23,000件	
市民一人当たりの年間貸出冊数	3.76冊	5.4冊	図書（雑誌含む）の年間貸出冊数÷人口

第1項 人権尊重社会の推進

基本方針

人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、相談・支援の充実を図り、全ての市民や人権団体をはじめとする各種団体等の地域社会の構成員が人との絆を大切に、お互いの個性を認め合い、それぞれの能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指します。

関連する SDGs



現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、全ての人に平等に保障されなければなりません。このことは、わが国の憲法において、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と定められています。世界人権宣言においても、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳（うた）われています。

また、平成28年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法が、令和4年には埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されました。

本市では、法令や県条例を踏まえて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図り、各種人権問題に対する正しい理解を深めるため、研修会や講演会の開催などの人権教育・啓発を実施してきました。また、学校教育においては、こどもの発達段階に応じた人権意識の高揚を図りつつ、いじめや差別を「しない」、「させない」、「ゆるさない」こどもを育てるため、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を実施しています。

しかしながら、近年、こどもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害など問題は複雑・多様化するとともに、災害時における人権への配慮や外国人の人権、性的少数者の人権、感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の問題も未だ存在しています。また、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。引き続き人権教育に取り組む指導者の育成を含め、地域に密着した人権教育・啓発の推進が必要です。

意識調査において、人権を侵害されたと感じた場合の対応では、「友人、家族等の身近な人に相談する」と約半数の方が答え、市民が気軽に安心して相談できるよう、相談員の資質の向上、相談体制の充実、相談機関の周知などが求められています。また、人権問題の解決には、人権団体と連携しながら、市民やNP0、企業、各種団体等の更なる参加・協働が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市人権施策推進基本方針	人権尊重社会の実現に向け、各分野の人権に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針
加須市同和行政基本方針	「人権尊重のまちづくりの推進」の一環として、同和問題の解決に取り組んでいくための施策の指針
加須市人権施策実施計画	各種人権施策の継続性を重視しながら、人権に関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応していくための計画
加須市人づくりプラン	「加須市人づくり宣言～教育大綱～」を踏まえ、これからの時代にふさわしい本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための計画
加須市人権教育推進基本方針	加須市人権施策推進基本方針に基づき、小・中学校、幼稚園、保育所、家庭、地域社会を通じて、人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための指針

■具体的な施策

(1) 人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域、企業等も含めた市民総ぐるみの協働により、あらゆる場・機会を通じて、同和問題をはじめとする多種・多様な人権教育・啓発活動を行い、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができるように努めます。

こどもの教育においては、幼児・児童・生徒一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

家庭や地域社会においては、幅広い市民を対象に人権問題指導者研修会や人権問題講演会を開催するほか、人権啓発パネル展を実施するなど、人権尊重に関する啓発活動を行い、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が、その態度や行動に表れるような人権感覚の育成を図ります。

また、児童・高齢者・障がい者への虐待、夫婦や恋人間のDVは、深刻な人権問題であるという認識を広めるため啓発を行います。

さらに、外国人・性的少数者などを含む全ての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な文化の違いや自分らしく生きることについて、誰もが認め合い、互いの価値観を理解し合えるような人権教育・啓発にも取り組みます。また、性的少数者への配慮として、申請書等における不要な性別記載の削除に取り組みます。

(2) 相談・支援の充実

国・埼玉県・他市町村、その他の関係機関と連携・協力して、人権相談機関の充実や連携強化に努めます。また、市民が人権に関する様々な相談について気軽に利用できるよう、各相談・支援機関の周知を図るとともに、関係職員や相談員の資質の向上に取り組みます。

人権侵害を受けている女性、子どもなどの緊急を要する事案に対しては、迅速な体制をとり、相談、一時保護機能と自立への支援をします。また、知的障がい者、精神障がい者、認知症の方などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

複雑・多様化する人権問題に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、埼玉県、他市町村、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関などがネットワーク化を図るなど連携強化した取組を充実します。

また、近年、増加しているインターネットを悪用した差別的な書き込み等について、定期的にモニタリングを行い、法務局及び埼玉県に対し削除要請を行います。

(3) 市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり

児童虐待、いじめ、DVなどの潜在しやすい人権侵害の早期発見を図るため、市民との協働による取組を促進します。

また、人権団体と連携しながら、情報の提供や活動の場の提供などを行い、市民やNP0、企業、人権団体をはじめとする各種団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。あわせて、全ての人の性のあり方が尊重される社会を目指すため、正しい知識の普及を進めます。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを越えて、互いの多様性を認め合い、誰にでもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが幸せに安心して暮らせる社会環境をつくります。パートナーシップ制度については、他自治体と連携しながら充実を図ります。

■協働のまちづくり

学校・家庭・地域はもちろん、企業も含めた市民総ぐるみの協働によって、あらゆる機会を通じて、相互の人権を尊重し合える社会の構築を図ります。

■KPI（重要業績評価指標）

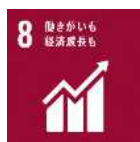
名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
人権啓発研修会等への参加者数	1,401人	1,650人	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題を対象とした研修会・講演会等への参加者数
人権教育推進事業への参加者数	2,834人	3,000人	小中学生学級、成人学級、集会所交流事業、移動学習会、公民館人権教育講座の参加者数
市民相談等相談件数	787件	800件	市民相談＋合同相談＋法律相談

第2項 男女共同参画社会の推進

基本方針

ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、先入観や社会通念、慣習などにとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、男女共同参画の推進を図るため、市民公募等による加須市男女共同参画市民企画委員会を組織し、講演会やセミナーの開催及び男女共同参画情報紙の発行などを行い、男女共同参画に係る市民意識の醸成・高揚を図っています。

一方で配偶者等からの暴力、ストーカー行為や性犯罪・性暴力等、国をはじめとして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化が求められている中で、本市の DV 相談内容は複雑・多様化しているため、迅速かつ正確な対応と、関係機関との密接な連携がますます重要となっています。

また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨に沿った、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、様々な利益を享受することができ、ともに責任を担う社会にすることが必要ですが、男女共同参画に関する講演会やセミナー参加者のアンケート調査結果では、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態にまだまだ開きが見られます。

例えば、社会全体においては市の各審議会等への女性委員の登用率の向上や、女性人材リストを活用した各審議会への参画など、社会のあらゆる場における女性の活躍の推進が課題となっています。

家庭生活においては、家事、育児、介護等の役割の多くを女性が担っている傾向が見られます。

地域においては、様々な分野における地域活動への更なる女性の参画が必要とされています。

働く場においては、性別等にかかわらず、能力・実績によって公平に処遇される職場や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等が増えていますが、更に取組を進める必要があります。

教育の場においては、アンケート調査結果から男女共同参画が比較的進んでいる状況がうかがえますが、地域における生涯学習講座などへの参画については、女性よりも男性の参加が少ない傾向が見られます。

男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、今後更に積極的に男女共同参画社会の推進を図っていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策や配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する施策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を位置付けた計画

■具体的な施策

(1) 社会全体における男女共同参画の推進

本市の男女共同参画の推進力として、加須市男女共同参画市民企画委員の企画運営による、講演会・セミナー・フォーラムなどの開催や男女共同参画情報紙の編集・発行等の啓発等の取組を推進します。

また、関係各課及び関係機関で構成するDVネットワーク会議を開催し、情報の共有を図りながら被害者救済のために緊密に連携して対応します。

さらに、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、それぞれの意思を尊重しながら、心身の状況等に応じた多様な支援を行います。

また、まちづくりへの女性の参画を図るため、女性人材リストの充実と各審議会等への女性の登用を推進します。

(2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに築く家庭生活への支援として、特に男性の家庭生活への参画を促進するために、家事・育児・介護等に関する必要な知識・技術などを身に付けるためのセミナーの開催や広報紙・ホームページ等を活用した情報提供を行います。

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女が様々な地域活動とともに参画し、男性・女性それぞれの視点が、健康・福祉・防災・防犯・交通安全・環境保全活動など、地域の様々な活動に効果的に活かされ、人々の暮らしがより豊かになるよう、市民に対し様々な分野の地域活動への参画を呼びかけます。

また、各地域における女性団体による様々な地域貢献活動を引き続き支援します。

(4) 働く場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍を推進するため、就業及び再就職を希望する女性のための就業支援セミナーを開催します。また、働きやすい職場環境の整備を促進するため、啓発活動を通じてワーク・ライフ・バランスの推進や女性の指導的立場への登用の推進に積極的に取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広報紙等により広く周知することで市内の事業所の意識の醸成を図ります。

(5) 教育の場における男女共同参画の推進

自他を大切にし、自らの意思によって多様な生き方が選択できるこどもを育むため、学校や幼稚園・保育所等における人権教育を中心として各教科その他の活動を通じて男女平等教育を推進します。

また、男性も女性も、生涯を通じて一人ひとりが尊重され能力が発揮できるように、市民学習カレッジセミナーや生涯学習セミナー、人権講座・講演会などを通じて男女共同参画社会の推進を図ります。

■協働のまちづくり

学校・家庭・地域・事業者等市民総ぐるみの協働により、ジェンダー平等の意識を醸成し、「家庭生活」、「子育て・介護」、「就労」、「社会参加」、「人権」など、男女を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
各審議会等における女性委員の割合	31.1%	40%	
女性人材リストの登録者数	57人	80人	
男女の地位が平等と感じている市民の割合	31.0%	40%	

第3章

魅力と活力を生む 産業のまちづくり

満足度
アップを
目指します！

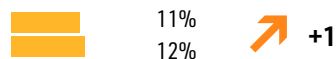
第1節 企業誘致の推進と雇用の創出で 働きやすい環境のまちをつくる

市民の満足度

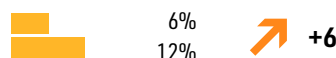
[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

(工業の振興)

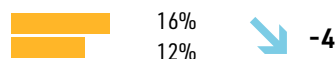


(勤労者に対する支援)



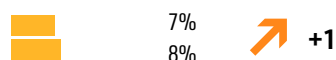
第2節 産業力アップで地域経済が好循環のまちをつくる

第1項 農業の活性化

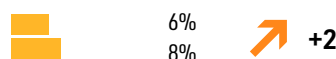


第2項 商業の活性化

(商業の振興)

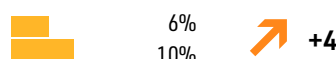


(産業の創出)

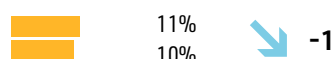


第3項 地域経済の活性化

(産業の創出)

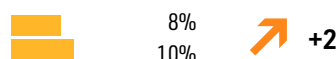


(工業の振興)



第3節 地域の魅力で人が集まるまちをつくる

第1項 観光によるまちおこし



第1項 企業誘致の推進と多様な雇用の創出

基本方針

地域経済を活性化させていくために、道路交通網の要衝である本市の地域特性を活かし、新たな産業用地を確保し、企業誘致を推進します。

また、勤労者が安心して働き、充実した生活が送れるよう、職業能力の開発を支援し、求職者が希望する職種に就けるよう、加須市ふるさとハローワークによる身近で便利な就職相談や職業紹介を行うとともに、加須市シルバー人材センター等の関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者などの様々なニーズに対応した就業を支援します。

関連する SDGs



現状と課題

本市には東北自動車道加須インターチェンジがあり、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジが近接していることから、物流を主とした企業からの進出希望がある中、企業のニーズに応えた物流施設の新規供給が行われています。そのような中、雇用の創出や地域の活性化などを図るため、様々な事業手法を検討し、新たな産業立地基盤を整備する必要があります。その一方で、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、新たな開発には様々な土地利用上の法規制に基づく関係機関等との調整が求められており、そのための協議が長期化することが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後の雇用情勢は、改善の動きが見られるものの、長期化する物価高騰や国際情勢の変化などにより、先行きが見通しづらい状況が続いています。そのため、加須市ふるさとハローワーク、埼玉県及び加須市シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、身近でより多くの就労相談・職業紹介などのできる場の確保や、就業機会の更なる充実が必要です。

特に、女性、高齢者や障がい者など今後の社会構造の変化に伴う就労者のニーズにも的確に対応するため、就労を希望する全ての方に応じた多くの雇用の場の創出ときめ細やかな就労支援が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

■ 具体的な施策

(1) 企業誘致の推進

雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、東北自動車道のインターチェンジを有し、圏央道の沿線に位置する本市の地域特性を最大限に活かした事業手法等を検討し、関係機関等との土地利用調整や各種手続き等を進め、新たな産業団地の整備に取り組みます。

また、新規の出店や事業拡大などを希望する事業者への各種支援を行うことにより、地域商業の活性化を図ります。

(2) 就業支援の充実

国・埼玉県のエconomic対策や雇用創出関連事業の積極的な活用に努め、市民の就業を支援するとともに、加須市シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援事業の促進や障害の特性への理解や障がい者の能力を十分に発揮できる就労環境について、農業分野や産業分野と連携して確保に努めるなど、様々なニーズに応じた就業支援を行います。

また、加須市ふるさとハローワーク、ハローワーク行田、埼玉県などと連携し、就職セミナーや面接会を開催するなど、市民の就職活動を支援します。

さらに、事業者側からの求人に対しても、関係機関等と連携して市民の就業支援を推進します。

(3) 女性・高齢者・障がい者などの活躍推進

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置や職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備を進めるとともに、出産や子育てなどのために離職した女性の再就職の希望をかなえるため、国・埼玉県の女性就業支援関連事業と連携し、再チャレンジする女性の就業を支援します。

また、加須市シルバー人材センターが行う高齢者の就業支援の促進をはじめ、障害特性への理解や障がい者の能力を十分に発揮できる就労環境について、関係機関と連携してその確保に努めるなど就業を支援します。

■ 協働のまちづくり

関係機関等と協働し、市内企業への市民の就業拡大を図ります。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
ふるさとハローワークを活用した就職者数	427人	480人	
市内の工業団地等への立地事業所数	6事業所	5事業所	市内産業団地等での操業開始企業数
シルバー人材センター会員数	1,002人	1,150人	
女性就業支援セミナー参加者数	42人	50人	

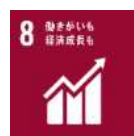
第1項 農業の活性化

基本方針

農業経営の安定化・効率化を図るため、農地の利用集積や生産基盤の整備を促進するとともに、収益性の向上や農産物等のブランド化を推進し、農産物等の生産及び販売に係る支援の充実を図り、さらには持続的な農業につなげるため、地域農業を牽引する農業経営体を支援し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

また、道の駅をはじめとした農産物直売所の活用や学校給食、公立保育所、市内飲食店等と連携した地産地消を積極的に推進し、他産業との連携による農産物等の消費及び販路の拡大を図るとともに、農産物の供給などの農業の重要性について市民への理解醸成を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市は埼玉県内一の米どころであり、収穫量、作付面積は埼玉県内1位であり、麦、そば、大豆などの土地利用型作物も多く生産されています。加えて、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの施設園芸、なしやいちじくなどの果樹栽培の収穫量や作付面積も埼玉県内上位を占めており、さらに花卉（かき）の生産や畜産に至るまで多様な農業が展開されており、農業は本市の基幹産業となっています。また、農地中間管理事業による農地利用集積も進んでおり、集積面積も埼玉県内1位です。

このような中、本市においても農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、気候変動の影響など、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあり、さらに「令和の米騒動」といわれる米の需給問題は深刻となっており、特に市内の経営耕地面積の約9割を占めている水田の有効活用が求められています。

これらの問題に対応するためには、稲作などの土地利用型農業における生産性の向上と、農地の荒廃の防止を図るため、地域の実情に即した、ほ場整備事業などの基盤整備の推進とともに、規模拡大志向を持つ担い手への円滑な農地集積が必要です。

また、農業者自身が技術力・経営力を向上させ、安定的な収入の確保を実現するために、従来の稲作中心の営農に加え高収益化のための作物転換や、品質向上、気候変動対策、農作業の省力化に向けたスマート農業の展開などが求められています。

さらに、稲作農業を中心とした担い手不足が深刻さを増す中、食料供給力の向上と地域農業を維持発展させるための多様な担い手育成が急務です。

消費者である市民に対しても、農産物の供給などの農業の重要性についての理解を醸成し、地産地消や農業体験の一層の推進、他産業との連携を積極的に進めていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市農業振興ビジョン	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	本市の農業の将来に関する基本的な方向を示す構想
地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画
加須市農業振興地域整備計画	農業振興に必要な農地を明らかにし、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進する計画
加須市森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林について、地域実情に即した森林整備を推進する計画

■具体的な施策

(1) 良好な生産基盤の確保と農地の有効活用

農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業受託による経営規模の拡大と農地の有効活用を促進するとともに、ほ場整備事業などにより良好な生産基盤を確保し、生産コストの低減と農業経営の安定化・効率化を図ります。

また、優良農地として維持・保全し、農地を有効活用するとともに、地域の特性を踏まえながら、都市的土地利用への転換も含め、農地の多面的機能の保全や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

(2) 「稼ぐ」農業の確立

水田農業の高収益化を図るため、国が進める米の安定供給に努めるほか、野菜等の高収益作物や労働生産性の高い作物を適切に組み合わせた営農支援を行います。また、トマトやきゅうり、なす、いちごなどの優れた市内産農産物のPRを強化するとともに、「かぞブランド」認定による農産物等のブランド化、6次産業化、有機栽培や特別栽培などのエコ農業による付加価値化を促進し、「稼ぐ」農業の実現のための生産や新たな販路開拓に係る支援に取り組みます。

さらに、気候変動への対応や自然災害への対策、害虫防除などに対する農業経営の安定化の支援を行います。特に水稻では、高温耐性品種「えみほころ」の導入やイネカメムシの広域防除などを推進します。

(3) 多様な担い手の育成

市内の農業振興や農地保全を支える主要な農業経営体として、引き続き(株)かぞ農業公社の機能の充実を図るとともに、地域農業を牽引し意欲的に経営を行う認定農業者等の中心経営体を重点的に支援します。

また、新規就農者や農業後継者など新たな担い手の確保・育成を図るため、就農のための研修や設備取得を支援し、知識や技術習得のための「加須の農業担い手塾」を開講します。

さらに、農作業の省力化のためのスマート農業の導入や企業等の農業参入を推進します。

(4) 市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現

農産物の地域内消費及び販売促進を図るため、道の駅をはじめとした直売施設の充実や学校給食、公立保育所、市内飲食店等での地場農産物の活用を通して、引き続き地産地消を推進します。

また、グリーンファーム加須やライスパーク、市内農業拠点等での農業体験、加須未来館を中心とした宇宙米の活用などにより多くの市民が農業に触れる機会を創出し、農産物の供給などの農業の重要性の理解促進に努めるとともに、商工業や教育分野などとの連携により、協働による「かぞ農業」を実現します。

■協働のまちづくり

市内農業者などと協働し、農地保全や地産地消を推進します。

■K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
農地中間管理機構に貸し付けた農地の面積	2,474ha	2,800ha	
新規就農認定者数	15人	17人	各年4月1日現在の青年等就農計画認定者数
認定農業者数	299人	300人	各年4月1日現在の農業経営改善計画認定者数
農産物直売所の地元農産物の売上額	343,410千円	345,000千円	市内6箇所の合計
学校給食に提供した地元農産物(野菜)の割合	15.8%	24.5%	地元農産物使用量(kg)÷全体使用量(kg)×100

第2項 商業の活性化

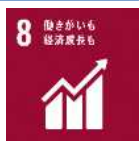
基本方針

商業環境の変化に対応した魅力ある地域商店や商店街づくり、にぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組を推進します。

また、起業や新たな商品の開発などチャレンジ意欲のある事業者を支援します。

さらに、経営体質の強化や商工団体の育成強化など、支援体制の充実を図るとともに、地域の特色を活かした商業の振興、観光や農業等と連携した商業環境など、近隣の大規模商業施設への消費の流出を防ぐため消費ニーズに応じた環境づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市の商業、特に商業集積地（商店街）は、商店経営者の高齢化、後継者不足に加え、近隣の大規模商業施設への消費の流出などによって、活動基盤の弱体化と空洞化が進んでいます。そのような中、駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗が増加傾向である一方で、加須駅北口地区では空き店舗の活用をはじめ、新たな業態による創業などの動きも見受けられます。このような中で、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、活動基盤の見直し、空き店舗の活用や意欲ある事業者への支援など商店街のにぎわいづくりが求められています。

また、市内で買い物をする消費者のニーズも多様化していることから、買い物先として選択されるために、より消費者と交流を深め、消費ニーズを把握し、小規模店舗ならではの特化したサービスを提供する必要があります。

また、将来的な消費人口の減少が予測されるため、新たな需要の掘り起こしとして、地域資源を活用したビジネスモデルの構築やインターネット市場の開拓を支援する必要があります。

さらに、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づき、新たなまちづくりによる効果を加須駅周辺エリアにおけるにぎわいの創出につなげていきます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

■具体的な施策

（１）商店街や地域商店の魅力アップ

市内の空洞化が進む商業集積地において、空き店舗活用や商店街の環境整備、デジタル技術の活用を推進するとともに、「加須の逸品カタログ」の作成支援など魅力ある個店づくりへの支援を強化し、商店街や地域商店の魅力アップを促進します。

（２）起業者やチャレンジ企業への支援

既存の商業施設や商店の経営継続を支援するとともに、商業者の高齢化に対応した事業承継による事業継続や新たに起業する者、新たな商品を開発する者への支援を図るなど、チャレンジ意欲のある事業者に対する経営面や販路拡大への支援を強化します。

（３）商店街や地域商業のにぎわい創出

商圏人口が縮小する中、市内でのにぎわい創出と購買力を高めるために、商店街や中心市街地スタッフ会議等が独自に行う販促イベントの開催や観光等による交流人口増に向けた取組を推進するとともに、駅と一体となった商業施設跡地の活用について働きかけを行います。

また、農業地域が広がる本市の特色を活かした「生産・加工・販売」を一貫し、付加価値を生み出す６次産業化の推進を図ります。

さらに、消費ニーズの変化に応じた大型店などの立地支援をはじめ、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づく、新たなまちづくりによる利便性・回遊性の向上などの効果の波及などを加須駅を中心とするエリアにおけるまちなかの賑わいの創出につなげていきます。

■協働のまちづくり

商工会や中心市街地スタッフ会議、商店会、金融機関、地域住民と協働し、まちなかのにぎわいを取り戻す取組を推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
加須市商工会会員数	2,171人	2,300人	
逸品カタログ参加店のうち、来客数や売上が増加した店の割合	74.2%	100%	カタログ掲載後、来客数または売上のどちらかが増加した参加店÷掲載参加店×100
商店街にぎわい創出イベント集客数	27,015人	39,000人	商店街にぎわい創出イベントに参加した延べ人数（商店会独自イベント＋にぎわい創出イベント4地域）

第3項 地域経済の活性化

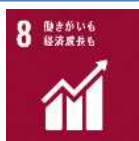
基本方針

中小企業・地場産業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、関係機関との連携による制度融資の充実を図るとともに、創業や経営革新などを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を行うとともに、地域内消費を促すため、「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、企業間の連携を促進し、地域経済の活性化を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

本市においては、かつての地場産業である被服・繊維やこいのぼりの製造が盛んに行われてきましたが、現在は、製造業をはじめ、卸売業、小売業やサービス業など多様な業種が本市の経済と雇用を支えています。

こうした中で、市内に移転してきた事業所や新たに創業された事業所がある一方、市外への移転や廃業の事業所もあり、空き店舗が増えている状況にあるため、市内にある多くの中小企業の経営の安定化と経営基盤の強化に向け制度融資の充実を図るとともに、新たに事業を開始する創業や経営の向上に向けた経営革新などへの支援が求められています。

現在、加須市、加須市商工会、埼玉県信用保証協会の3者により、「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定書」の締結など、補助制度の充実が図られたところです。

また、「かぞブランド」認定制度による支援を図るほか、地域内で消費を促す仕組みである「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用については、今後も拡充を図る必要があります。

さらに、企業連携や産業連携を促進し、新たなビジネスチャンスにつなげる場の創出も求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市産業振興プラン	雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

■具体的な施策

(1) 市内企業に対する支援

市内中小企業の経営の安定と事業の発展を促進するため、加須市、加須市商工会、埼玉県信用保証協会の3者により締結された「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定書」に基づき関係機関の連携の下、必要な資金の融資あっせんなどを行うとともに、保証料や支払利子に対する支援を行います。

また、住宅改修等の受注機会の拡大を図る支援や「かぞブランド」の認知度の向上を図るPR支援に加え、身近な事業所支援である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の活用の拡充を図ります。

さらに、創業や経営革新などへの支援を行うことにより、空き店舗の活用を含む新規出店や販路の拡大などにつなげていきます。

(2) 地場産業の振興

うどんやこいのぼりをはじめ、被服・縫製、製麺、酒造、藍染め等の伝統工芸など、地域に根ざした地場産業の振興を促進し、雇用の創出や地域の活性化を推進するとともに、地場産業の継承に向けた支援や、関係機関との連携による支援を行います。

(3) 産業の連携

農業、工業、商業が協働・連携し、相互の経営資源を有効に活用できる新たな事業展開を図るため、企業訪問等を実施するとともに交流の場づくりに努めます。

また、農業と商業の連携の下、地場農産物を活用した商品開発などの支援を行うとともに、市内飲食店における地場農産物の活用促進に取り組みます。

さらに、市内の学校や事業所との産・学・官の連携強化や、地場農産物の地域内消費の拡大を図ります。

■協働のまちづくり

企業間、産業間や産・学・官など様々な連携支援により地域経済の活性化に努めます。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
住宅改修等需要促進事業補助対象工事費	617百万円	630百万円	
「かぞブランド」の認定により売上額が向上した製品の割合	66%	70%	売上が向上した産品数÷認定登録産品数×100
市内の創業を支援した件数	6事業所	10事業所	創業支援補助金、起業家育成資金による支援件数

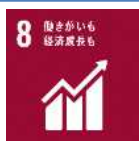
第1項 観光によるまちおこし

基本方針

本市固有の豊かな自然や祭り・文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源の魅力アップを図るとともに、イベント・観光情報を国内外に発信・PRすることにより、本市への誘客の促進を図ります。

また、観光振興の中核を担うべく新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会の持続的な発展を支援するとともに、周辺自治体の観光協会や商工会、鉄道事業者をはじめとする交通・観光関連事業者等との連携による観光推進体制を強化し、市域・県域を越えた広域的な魅力ある観光都市づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市は、関東のどまんなか位置し、平坦な土地柄で、ラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地や利根川の恵みが生んだ自然、文化等の観光資源としての恵まれた地理的条件を有していることから、サイクリング適地としての優位性を活かした「観光サイクリング」のブランド化を推進してきました。

また、市内には、空き家を活用したカフェや外国人をターゲットとする宿泊施設など、新たな誘客コンテンツとして期待できる施設やサービスが展開されつつあります。

しかし、コロナ禍を経て社会情勢や旅行に対する意識に変化が見られる中、ポストコロナやインバウンド対応を踏まえ、今後更に、うどんやこいのぼりなど本市固有の様々な観光資源の魅力アップを図るとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら誘客を促進していく必要があります。

そして、積極的に観光においてアイデンティティを形成し、魅力アップした観光資源を、ホームページやSNSなど多様な方法を活用し、国内外に向けて情報発信することが重要です。

さらに、一般社団法人加須市物産観光協会を中心に、埼玉県や周辺自治体、観光関連事業者等と連携し、広域的な観光を推進していく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市誘客促進ビジョン	観光の基本方針、それぞれの主体が担うべき役割、具体的な施策などを定め、今後の観光のまちづくりにおける方向性を示した計画

■ 具体的な施策

（１）観光資源の魅力アップ

日本一の大きさを誇るジャンボこいのぼりや日本最大の遊水地である「渡良瀬遊水地」をはじめ、浮野の里や田園風景などの自然景観、四季の花々、むさしの村や県立加須はなさき公園などのレジャー施設、不動ヶ岡不動尊や玉敷神社、神楽などの歴史的な名所や文化財、日本で唯一の平地の三県境、かぞブランドをはじめとする特産品や農産物、サイクリングなどの観光資源の有効活用を進め、市の魅力アップを図ります。

特に、本市は、伝統的な「うどんの食文化」があり、全国でも有数の「こいのぼりの生産地」です。また、全国レベルのスポーツクライミング、女子野球、トライアスロンや自転車ロードレースの大会が開催されるスポーツ都市でもあり、今後更に観光との連携を強化することによって、観光地域としてのイメージアップを図ることで地域経済の活性化を図ります。

さらに、市外の人からの目線での観光資源の掘り起こしや人材を活用するとともに、空き家を活用した取組を支援することによる賑わいの創出や、魅力ある観光資源や本市の特色を掛け合わせた「加須市の新たな魅力」を創出し、誘客の促進を図ります。

（２）観光情報発信の充実

効果的な情報発信を行うためには、情報を受け取る側の特性に合った広報媒体や発信内容の工夫が必要です。ホームページや SNS などを活用した情報発信をはじめ、観光大使との連携、集客力のある場所での観光物産展の開催、様々なメディアへの情報提供や多言語化などを推進することで、インバウンドをはじめとする多様なニーズに対応した観光情報発信の充実を図るとともに、観光案内所におけるサービスの充実により、おもてなし環境づくりを推進します。

（３）観光推進体制の強化

新たに発足した一般社団法人加須市物産観光協会が、物産観光を通じた地域経済の活性化の推進役として機能するよう、安定した協会運営と持続的な発展に必要な支援を図ります。

また、同協会をはじめ埼玉県や周辺自治体、観光関連事業者などの多様な関係者と緊密に連携することで、観光推進体制の強化を図りつつ、広域的な視点での観光振興を推進します。

■ 協働のまちづくり

市民をはじめ農商工業者・団体、交通関係者、郷土の自然保護団体と文化財の保護団体、観光施設など広範な分野の関係者と協働し、観光のまちづくりを推進します。

■ K P I （重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
観光入込客数	1,853,486人	2,256,000人	
うどんとこいのぼりを活用した取組数	87件	100件	
物産観光協会ホームページアクセス数	74,142件	100,000件	

第4章

豊かな自然と快適な環境の まちづくり

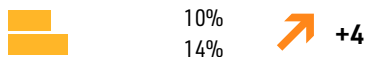
満足度
アップを
目指します！

第1節 環境意識を醸成し 行動できるまちをつくる

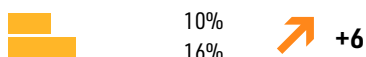
市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項 環境学習・教育の推進

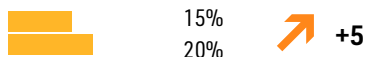


第2項 環境活動の促進

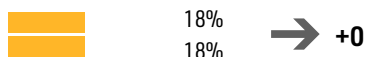


第2節 豊かな自然と共生するまちをつくる

第1項 自然環境との共生

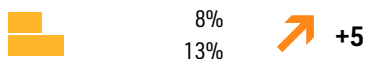


第2項 美しい景観の形成



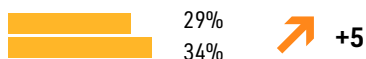
第3節 地球にやさしいまちをつくる

第1項 地球温暖化への対応

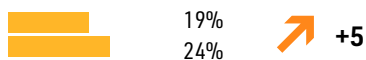


第4節 快適で暮らしやすいまちをつくる

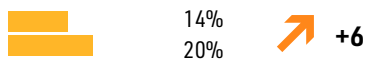
第1項 循環型社会の構築



第2項 きれいな水の再生



第3項 公害のない生活環境の確保



第1項 環境学習・教育の推進

基本方針

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

関連する SDGs



現状と課題

地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、教育が重要であるとの考えから、本市では、浮野の里、風の里、オニバス自生地、お花が池での自然観察会や環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつり、リサイクルフェア、ごみ処理施設見学会などのイベントの開催を通して、環境学習や環境教育の推進を図っています。

今後においても、市民が学校、家庭、職場、地域などで日常における環境問題や取組に理解を深め、一人ひとりが自分にできることを考えて、ライフスタイルの見直しをはじめとする環境に配慮した実践活動につなげることができるよう、本市が実施している環境学習講座をはじめ、現在、連携して環境学習を展開している埼玉県環境科学国際センター等と更に協力を深め、学校教育や生涯学習などの機会を活用するなど、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進することが必要です。

また、幼稚園・小・中学校において、芋掘り体験や、グリーンカーテンづくり、清掃活動等を実施していますが、今後もこれらの活動を通して、次世代を担うこどもたちには、学校での環境教育を継続するとともに、農業体験、自然のなかでの遊びなど、「持続可能な開発のための教育」を踏まえた、体験型かつ主体的な学習を促す機会として提供していくことが必要です。

さらに、本市の自然環境の魅力の発信や、こどもエコクラブへの加入、環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつりなどの環境関連イベント及び環境に関する測定結果の報告書などは、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、環境の周知・情報提供・公開に努めていますが、今後も継続して情報発信をすることで、市民の理解を深めるための機会や場を充実し、環境意識の向上を図ることが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画

■具体的な施策

(1) 環境学習・環境教育の推進

市民が学校、家庭、職場、地域などで日常生活における環境問題についての理解を深めるため、市の各種施策・事業に参加・体験型の環境学習・教育の視点を取り入れ、その機会や場を増やすなど、ライフスタイルの見直しのきっかけづくりを推進します。

浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの特徴的な水辺環境での自然観察会をはじめ、貴重な動植物の宝庫である渡良瀬遊水地での野鳥観察会など、環境学習の場であるエコミュージアムとして市内に点在する貴重な自然を活用するとともに、農業体験事業の展開などのグリーン・ツーリズムの推進による自然とのふれあいの促進や、生涯学習においても環境を学ぶ教室や講座の充実を図ります。

また、こどもたちの環境に対する理解を深めるために、保育所や幼稚園、小・中学校でグリーンカーテンづくりをはじめとする、体験型かつ主体的な環境教育を推進します。

さらに、市では様々な場面で活用できる学習素材として「加須市環境学習講座」の整備・促進に取り組んでおり、更なる講座メニューの充実に加え、「こどもエコクラブ」などこどもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するとともに、埼玉県環境学習応援隊や埼玉県環境科学国際センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した講座の開催や、環境学習・教育における指導者の育成や活動の支援を行います。

(2) 環境意識の向上

広報紙、ホームページや SNS などを通じて、環境フォーラムやリサイクルフェア、渡良瀬遊水地まつりなどのイベント等の環境情報の積極的な提供に努めるとともに、毎年度「加須市の環境」を作成し、市民・事業者との情報の共有を図りながら理解を深め、環境意識の向上を図ります。

■協働のまちづくり

様々な環境学習の機会を通じて、環境問題に取り組む市民の参加を促進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
環境フォーラム参加者数	150人	200人	
環境学習講座及び自然観察会の参加者数	223人	400人	

第2項 環境活動の促進

基本方針

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。
また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、地域の環境美化や地域衛生の向上のため、自治協力団体や企業、市民参加による市内一斉清掃をはじめ、渡良瀬遊水地クリーン作戦や地域における河川・道路等の清掃や花壇の植栽等の美化活動のため、環境美化活動サポート団体が活動を行っており、市民や事業者との協働による清掃・美化活動が実施されています。これらに加え、環境活動団体の地域での継続した活動の促進を図るため、リサイクル推進員の研修会を実施し、養成を図っていますが、今後もこれらの活動を継続・促進していくためには、団体・リーダーの育成支援や組織の充実を図ることが必要です。

また、資源ごみを回収する団体に対しては、ごみの資源化・減量化及び環境活動への助成として報償金交付制度を活用し、リサイクル活動への支援をしています。

今後も市民・事業者の環境配慮行動の実践や地域の環境保全活動への参加を拡大していくためには、機会や場所などの情報提供や小・中学生の参加意欲の促進、加えて自治協力団体などの各種団体や事業者などによる主体的な活動・参加を促進して地域コミュニティの活性化を図り、新たな実践者や参加者を増やしていくことが必要です。

さらに、自然環境活動の分野においては、本市の貴重な自然環境を保全するため、浮野の里・葦の会、オニバスの会、生態系保護協会加須支部等が保全活動を行っていますが、活動団体の会員の高齢化や新規加入者の減少など団体の維持が課題となっています。今後も関連団体と連携しながら緑の保全・創造・活用や水辺環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、活動が継続できるよう支援を行いながら、次の世代へ活動を広げていくことが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

■ 具体的な施策

(1) 環境活動団体の育成・支援

環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などの環境活動団体の育成やリーダーの養成を推進します。
また、資源ごみを回収する団体への報償金制度を継続します。

(2) 環境活動への参加・協働の推進

市民、事業者、各種団体に対し、環境活動への参加の呼びかけを行うとともに、多世代の協働による環境保全活動や、地域における自発的な環境活動へとつなげていくことを目指します。

また、公共施設や地域の清掃などの環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などを促進します。

これまで市民との協働で取り組んできた市内一斉清掃や渡良瀬遊水地クリーン作戦、会の川清掃、旧川クリーン大作戦などを継続して開催し、清潔な街並みの形成を図ります。

小・中学生においては、自然観察会やイベントへの参加などの環境学習・教育の推進と合わせて、地域での環境美化活動や緑化活動等を通して、更なる環境への興味・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

(3) 環境活動の継続への支援

環境活動団体に対し、次の世代へ活動を広げていくため、環境活動団体の意向を踏まえ、会員募集の周知など側面的な支援を行うとともに、引き続き行政と協働による維持管理を念頭に、安定的な環境活動の維持に努めます。

■ 協働のまちづくり

市民・事業者の協働による清掃活動等を通じて、住みよい環境を維持します。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
様々な環境活動に取り組む団体数	235団体	237団体	
一斉清掃参加者数	15,231人	18,000人	

第1項 自然環境との共生

基本方針

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれ多種多様な生態系が存在しています。これらの貴重な自然環境と生物多様性の保全・創造・活用を通して、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し、自然環境と共生できるまちを目指します。

関連する SDGs



現状と課題

市内には、浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境が点在し、池沼など本市特有の貴重な自然を有し、浮野の里のトキソウ、ノウルシなどの希少種が確認されるなど、様々な生物種が生息しています。特に、渡良瀬遊水地で毎年孵化（ふか）している国の天然記念物であるコウノトリについては、今後も行政区域を越えて自然環境保全に関する連携が期待されています。

また、渡良瀬遊水地をはじめとする貴重な生態系である水辺環境の保全・活用を図っていく必要があり、農業用排水路についても、今後も冬季通水を実施し、水質改善を図りながら、多様な水辺環境の1つとして、その保全を図っていく必要があります。

さらに、本市では、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林とそれらに連なる集落が点在し、用水路と一体となった田園風景を形成しています。その一方で、価値観の多様化などによって樹林などの貴重な緑が失われつつある状況にあります。これまでも屋敷林の保全に取り組む市民等への支援をしてきましたが、今後も、屋敷林の保全や身近に取り組むことができるグリーンカーテン等を促進し、緑の創出に努める必要があります。さらに、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、耕作できなくなった農地を担い手農家に集積し、効率的かつ安定的な農業経営を図る取組を今後も推進しながら、環境にやさしい環境保全型農業を促進する必要があります。

これらの豊かな水辺や緑を守るために、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物に加え、近年、確認されているイノシシなどによる被害の防止のため、駆除や予防に努めるとともに、今後もこうした水辺空間やそこに生息する生物種の保全・創造・活用が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方に基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

■具体的な施策

(1) 水辺環境の保全・再生・活用

多種多様な生物が生息・生育する空間として、市民、関係団体などと連携し、本市の代表的な景観である武蔵野の面影を残す浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池、利根川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地、中川水辺再生地、市内に点在する池沼など水辺環境の保全・活用に努めます。特に、渡良瀬遊水地は、日本有数の湿地帯という恵まれた環境を有効活用することで、その魅力を広く内外にアピールします。また、市内で確認されているノウルシやトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、サンショウモ（お花が池）やオオモノサシトンボ（お花が池）などの希少種の保全に努めます。さらに、市民との協働による河川の清掃活動をはじめ、今後も継続して水辺環境の保全・水質改善のために冬期通水の実施を関係機関等に要請していきます。

(2) 緑の保全・創造・活用

身近な緑はヒートアイランド現象の緩和や、潤いと安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な環境資源でもあることから、都市緑化や屋敷林、貴重な樹林の保全などに取り組む市民等を支援するとともに、グリーンカーテンの設置促進を通して、緑の創造・活用に努めます。

また、市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域及び天然記念物に指定されている「志多見砂丘」にあるアカマツなどの貴重な緑の保全を推進します。

さらに、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地は、作物の生産機能のほか、貯水機能、生物の生息地としての機能や、市民に安らぎを与える癒し機能など多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない環境資源でもあることから、引き続き保全を促進しながら、環境への負荷の少ない環境保全型の農業の普及を促進します。

(3) 外来種・鳥獣対策の推進

農業や生活環境への被害を軽減するため、埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲など特定外来生物対策に加え、加須猟友会など関係団体、その他関係機関と連携し、イノシシの計画的な駆除を行い、有害鳥獣が及ぼす被害防止に努めます。また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメ、ウシガエルなどの特定外来生物の適正な取り扱いに関する普及啓発に取り組みます。

■協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、市民共有の財産である緑や水辺などの豊かな自然環境の保全・再生・活用に努めます。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
浮野の里環境保全活動参加者数	1,150人	1,200人	
オニバス自生地来訪者数	1,580人	1,600人	オニバス開花時期（7月下旬～9月上旬）の自生地来訪者数 （オニバスフェスタ参加者数を含む）
渡良瀬遊水地まつりの来場者数	5,500人	6,000人	

第2項 美しい景観の形成

基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。
また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

市内の緑化を推進するため、緑を活かした憩いの場の確保や、屋敷林等の保存樹林の保存、市民、学校、事業所によるグリーンカーテンの普及を推進してきました。今後も引き続き、普及・啓発を含めた取組の推進が必要です。

また、市内の良好な住環境や、不動産価値を高めるとする歴史的建造物・文化財、武蔵野の面影を残す浮野の里などの市内に広がる広大な田園風景や用水など、地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めていますが、今後も、これらの景観を活用した地域づくりが必要です。

さらに、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されている市の木「サクラ」や加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイなど、美しい景観の保全に努めており、今後も継続して地元との協働による景観形成が必要です。しかしながら、市の木「サクラ」については、全国で特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害が拡大しており、市内でも被害の拡大が確認されていることから、更なる被害を防ぐための対策が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
生物多様性かぞ戦略	本市の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を図るための計画
会の川沿線整備計画	沿線の機能を維持し、潤い、ふれあいを提供するとともに、安全性・利便性の向上を図るための計画
渡良瀬遊水地利活用推進計画	渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、この条約の理念である、湿地の「保全・再生」、「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」の推進の考え方にに基づき、有効な利活用策を立案し、推進するための計画

■具体的な施策

（１）緑化・環境美化の推進

学校や事業所、一般家庭へのグリーンカーテンの普及促進などにより、市民とともにまちの緑を創造します。また、屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹木（樹林）の保存を図ります。

美化サポート団体の活動など市民や事業者との協働による緑化推進のほか、道路や公園、街路樹、緑地の維持管理を適切に行います。

（２）美しい街並みの形成

市内の良好な住環境や歴史的建造物・文化財、田園風景など現存する景観資源を保全するとともに景観指針の下、地域とともに景観を活かした地域づくりを推進します。

また、市民、関係団体などと連携し、美しい街並みが維持できるように支援しながら、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されているサクラや加須未来館周辺のコスモス畑、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイをはじめとして、武蔵野の面影を残す浮野の里などの田園風景等の景観の保全・創造・活用を図ります。特に、市の木「サクラ」については、クビアカツヤカミキリの被害が拡大していることから、被害木の所有者等に対して、被害木の伐採や薬剤による防除などを支援し、被害の拡大防止に努めます。

さらに、街中や郊外の公共空地などを利用して、のんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

■協働のまちづくり

市民・事業者との協働により、緑を創造し、美しい景観を形成します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
グリーンカーテンコンテスト応募数	31件	35件	
加須未来館周辺景観形成作物栽培面積	12,851㎡	15,000㎡	
景観指針を策定する地区数（累計）	1地区	2地区	

第1項 地球温暖化への対応

基本方針

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境にやさしい移動手段の普及促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を推進し、ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

市では、令和5年3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しており、住宅への太陽光発電システムの導入支援、公共交通機関の利用や自転車の利用促進、電気自動車の普及を促進する環境整備など、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた取組を進めています。

今後は、地球温暖化の防止に向け、継続してライフスタイルの転換や太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入も促進していく必要があります。

また、電力の使用量削減のため、公共施設のLED化を推進しており、市内における防犯灯については、LED化率が100%となっています。今後も公共施設はもとより、民間施設等のLED化や省エネ設備の設置などの温室効果ガスの削減に向けた緩和策の取組を促し、一人ひとりができることから着実に取組を進めていくための啓発活動の推進が必要です。

加えて、これらの緩和策と並行して、地球温暖化に伴う気候変動対策として、埼玉県気候変動適応センターと連携した気候変動に対応するための適応策が必要です。

今後も、熱中症の増加や、稲作等の本市の農業への影響など、気候変動による被害は拡大していくことが予想されます。これまでもグリーンカーテンの設置やクールオアシス、クーリングシェルターの確保などの適応策を講じてきましたが、引き続き、気候の変動に伴う被害の防止・軽減を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）	本市の事務事業における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制への取組を定め、本市の事務事業から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画
加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」	本市の市域全体の温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制への取組を定め、本市の市域全体から発生する温室効果ガスの抑制を図るための計画

■具体的な施策

（１）再生可能エネルギーの推進

市施設に加え市民・事業者に対し、太陽光発電システムの設置やバイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。住宅用太陽光発電システム等の設置を支援するとともに、国・県等の補助制度の周知により、再生可能エネルギーによる発電の普及を促進します。併せて、太陽光発電システムの適切な維持管理について周知をしていきます。

また、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入を促進します。

（２）省資源・省エネルギーの推進

市が率先して省エネ行動の徹底や照明のLED化等を実施し、省エネ設備への転換などによる効率的・効果的な省資源・省エネ対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。それとともに、広報紙、ホームページ、講習会（セミナー）による省資源・省エネの啓発や「エコライフ DAY&WEEK 埼玉」への参加促進、温暖化防止活動の紹介・表彰や、環境フォーラムの開催など、加須市ゼロカーボンシティ推進協議会と連携して取り組み、市民、事業者への普及啓発を行います。

（３）環境にやさしい移動手段の普及促進

エコカーやカーシェアリング、エコドライブの普及を促進するとともに、電車・バスなどの公共交通機関の利用や、徒歩・自転車での移動など日常生活における環境にやさしい移動手段（スマートムーブ）の普及を促進します。また、エコカーの普及に向けて電気自動車用充電設備の整備を推進します。

自転車通勤の推奨やノーマイカーデーの導入、自転車道の整備、サイクルポートの設置、レンタサイクルの実施など自転車利用の促進を図ります。

（４）吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減のため、屋敷林の保全やグリーンカーテンの設置による街なかの緑化対策や環境にやさしい農業（環境保全型農業）の支援を通じ、吸収源対策を推進します。

（５）気候変動への対応（適応策の実施）

地球温暖化に伴う気候変動により考えられるリスクに対し、分野ごとに想定される影響を踏まえ、適応策を実施します。農業分野では埼玉県との連携による高温障害を軽減する栽培技術の普及啓発や高温耐性品種の導入、自然生態系分野では希少野生植物の調査、健康分野ではクーリングシェルの確保などの熱中症予防対策、災害分野では防災情報の発信、地震ハザードマップ・水害時の避難行動マップの活用促進や堤防強化整備の促進、都市生活・市民生活分野ではグリーンカーテン設置による緑化などの暑熱環境の緩和対策など、被害の防止・軽減を図るための施策を推進します。

■協働のまちづくり

市民・事業者と協働し、省資源・省エネ対策や環境にやさしい移動手段の普及促進によって、温室効果ガスの発生抑制を図ります。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市役所におけるCO2年間排出量	15,702t-CO ₂	6,766t-CO ₂	
エコライフDAY&WEEK埼玉参加者数	5,673人	10,000人	
太陽光発電システムの容量（10kw未満）	25,092kw	31,000kw	
電気自動車用充電設備の設置施設数	3施設	15施設	

第1項 循環型社会の構築

基本方針

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

また、老朽化の著しいごみ処理施設について、統廃合を含めた再編を計画的に推進し、安定的にごみ処理を行える施設整備を進めます。

関連する SDGs



現状と課題

平成25年4月から、ごみの分別方法を5種18分別とし、併せて、有料指定ごみ袋制度を再編したところ、リサイクル率が11年連続して全国トップ5に入るなど、ごみの資源化は高い水準を保っていますが、ごみの減量化については、埼玉県の平均に達していない状況です。環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、引き続き、市民や事業者とともに5Rの意識を高め、国内外におけるごみ削減への要請等に対応しながら、ごみの資源化・減量化に努め、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が必要です。

また、ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協会を中心とした活動への支援や資源ごみを回収する団体への報償金、生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などにより、ごみの適正排出への意識醸成が図られていることから、継続したごみの資源化・減量化の取組への支援が必要です。

特に、リチウムイオン電池などの充電式電池類の不適切な分別が原因とされるごみ処理施設の事故や火災が発生し、ごみの処理や収集が停止してしまう事案が全国で散見されていることから、適切な分別の周知が必要となります。

道路や水路などへのごみの不法投棄も絶えない状況にあるため、市民との協働による、更なる不法投棄対策を行う必要があるとともに、ごみ収集では、高齢化社会の影響により、集積所までごみを運べないなどの世帯が増加することが想定され、従来の仕組みを補完することも検討が必要です。

老朽化したごみ処理施設については、計画的な再編を推進し、適切なごみ収集の継続やごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市一般廃棄物処理基本計画	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画
加須市ごみ処理施設再編計画	老朽化の著しいごみ処理施設の統廃合を含めた再編について、方向性をより具体化した計画

■具体的な施策

(1) ごみの資源化・減量化の推進

市民と協働して、5種18分別の分別収集や有料指定ごみ袋制度を継続し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進及び意識啓発をするとともに、バイオマス（草木類や生ごみなど）や紙おむつの資源化など、廃棄物の再生可能資源化と循環利用の普及を進めます。

また、食品ロス及びプラスチックの利用削減対策に取り組むほか、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、循環型社会の構築とごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量の削減を図ります。

さらに、引き続きごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会と協働してごみの資源化・減量化を推進するとともに、資源ごみを回収する団体への報償金や、生ごみ処理容器購入者への補助制度を継続し、ごみの資源化・減量化の取組を支援します。

(2) ごみの適正処理

適切なごみ収集を継続するとともに、ごみ処理施設に搬入されるごみを、周辺環境に配慮しながら適正に処理し、安定したごみ処理を行います。

また、新たな製品等の出現にも適切な分別を周知し、市民や事業者に対するごみの排出ルールの徹底や不法投棄防止に関する啓発など、ごみの不法投棄対策を図るとともに、不法投棄されたごみを適正に処理します。

さらに、ごみ集積所までごみを運べない高齢者世帯などに対し、ごみ収集の支援ができる方法を調査・研究します。

(3) ごみ処理施設の再編

加須クリーンセンターの基幹改良工事に合わせ、「加須市ごみ処理施設再編計画」に基づき、老朽化したごみ処理施設の統廃合を含めた再編を計画的に進めます。

■協働のまちづくり

ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動を支援し、市民と協働してごみの資源化・減量化を推進し、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指します。

■KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
ごみのリサイクル率の全国順位（※）	5位	3位以内	
一人一日当たりごみの排出量	953g	800g	ごみ収集量÷人口÷365日
焼却灰の発生量	3,845t	2,980t	焼却灰＋飛灰 (加須クリーンセンター＋大利根クリーンセンター)

※ 「ごみのリサイクル率の全国順位」の現状値は、令和5年度の値（環境省の発表による直近の順位）

第2項 きれいな水の再生

基本方針

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と、これらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。

また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。

併せて、公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続するなど、処理施設の再編を進めていきます。

関連する SDGs



現状と課題

生活排水は、河川・水路の水質汚濁の主な原因として水質に大きな影響を与えています。市内の一部の河川・水路において、BODの環境基準が未達成であり、環境に関するアンケート調査結果においても、「河川・水路などの水のきれいさ」は、課題として挙げられています。

また、家庭からの生活排水の適正処理を図るためには、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策の推進が必要です。

公共下水道事業については、計画的に整備を推進し、令和6年度末現在、事業計画面積の97.6%に当たる1,063haの区域の整備が完了しましたが、整備が完了した区域では、より一層の接続の推進が必要です。

農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理とともに、より一層の接続の推進が必要です。また、公共下水道区域に隣接する農業集落排水処理区域において、公共下水道への接続を含め汚水処理の広域化・共同化を進めていく必要があります。

公共下水道事業においては、加須市環境浄化センターの長寿命化対策を、農業集落排水事業においては、名倉処理施設及び伊賀袋処理施設の大規模改修工事を実施し、施設の老朽化対策を講じてきましたが、今後、併せて施設の安定稼働の確保に向けた更なる機能保全対策の推進が必要となります。

このことから、公共下水道事業では、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設のストックマネジメント計画を策定し、また、農業集落排水事業では、令和7年度に策定した第2次加須市農業集落排水施設最適整備構想を基に、処理施設の再編を進め、下水道サービスを持続的、安定的に提供するとともに、ライフサイクルコストの低減が必要です。

合併処理浄化槽については、これまで既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の維持管理の啓発などを進めてきており、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率は、令和6年度末現在53.0%であることから、今後も一層、合併処理浄化槽への転換や維持管理の徹底、各家庭への水質浄化意識の啓発・高揚が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市生活排水処理施設整備計画	下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を推進するための計画
加須市公共下水道事業基本計画	下水道事業の計画区域、計画人口、施設計画などを定める計画
加須市農業集落排水施設最適整備構想	農業集落排水事業の処理施設の機能保全管理・長寿命化及び再編を図るための構想

■具体的な施策

（１）公共下水道の整備と適正な維持管理

生活環境の改善や河川・水路の水質改善を図るため、市街化区域の住居系を中心に、公共下水道の整備を推進します。また、整備完了区域では、公共下水道への加入を促進します。さらに、下水道事業ストックマネジメント計画を策定し、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設の適正な維持管理に努めます。

（２）農業集落排水処理施設の適正な維持管理及び再編

農業用排水路への生活雑排水の流入を防止することによって、農村生活環境の維持・改善を図るため、農業集落排水処理施設の機能保全対策を図りながら、施設の適正な維持管理に努めると同時に、公共下水道への接続など処理施設の再編を進めていきます。また、農業集落排水処理区域内における未接続世帯への加入を促進していきます。

（３）合併処理浄化槽の普及促進

生活排水の適正処理を推進するため、浄化槽整備区域（積極的に浄化槽を整備する区域）での単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からより浄化能力が高く生活排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施について広報紙等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

（４）河川の浄化対策

河川や農業用水路の水質の向上を図るため、冬期通水（冬水）や河川浄化団体等との協働による清掃活動、啓発の実施など生活排水対策を推進します。

また、し尿処理施設等に搬入されるし尿・浄化槽汚泥を周辺環境に配慮し適正に処理するとともに、施設の適正な維持・管理に努め、安定した運転を行います。

■協働のまちづくり

きれいな水の再生に向けて、市・市民・事業者が協働し、生活排水の浄化に対する意識を高めるとともに、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進し、適正な維持管理を図ります。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
公共下水道整備率	97.6%	98.3%	整備面積÷事業計画区域面積×100
農業集落排水処理施設加入率	78.6%	86.4%	加入戸数÷公共ます設置戸数×100
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率	53.0%	63.6%	合併処理浄化槽基数÷（合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数+汲み取り便槽基数）×100
市内50地点のBOD（冬期）の環境基準達成率	46%	100%	環境基準達成地点÷市内50地点×100

第3項 公害のない生活環境の確保

基本方針

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

さらに、動物愛護とペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

市では、主要河川でBOD（生物化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質量）の測定を定期的実施しており、水量の少ない時期はBODが高くなる傾向があります。また、道路騒音の定期測定も実施しており、交通量の多い地点では基準を超過する箇所があります。その他工場・事業所、自動車から排出される汚染物質の濃度測定や公共施設で実施している放射能測定は、いずれも基準を超えていない状況です。引き続き、公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図ることが必要です。

また、市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情を受けた場合は、苦情の発生源に対して助言・指導を行い、迅速・適切な対応を図っています。今後も工場・事業所などの公害発生源に対しては、法令を遵守するように規制・指導を行います。

環境に関するアンケート調査結果では、「公害の監視、未然防止」や「身近な環境美化、地域衛生の向上」、「空家対策の推進」などの取組を求めている市民が多いことから、今後も健康や生活に直結の視点から快適な生活環境を保全することが必要です。

空地の適正管理については、加須市環境保全条例に基づく指導などを行っていますが、引き続き生活環境の保全に向けた対応が必要です。

さらに、不法投棄パトロールの実施や市民から提供される情報の活用により、ごみの不法投棄の防止に努めていますが、今後も不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識の一層の向上が必要です。

加えて、犬や猫などの身近なペットは、私たちの生活に潤いを与える一方で、フンや鳴き声などによる苦情も寄せられていることから、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導を行っており、引き続き広報等による普及啓発が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画

■具体的な施策

（１）公害の未然防止と発生源対策

公害の未然防止のため、啓発活動に努めるほか、工場・事業所などの公害（騒音・振動・悪臭）の発生源に対して、埼玉県や近隣市と連携し、法令を遵守するように規制・指導を実施します。

市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情に対しては、その苦情の原因者に助言・指導を行い、迅速・適切な対応をすることによって早期解決に努めます。

また、環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、大気や水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

（２）生活環境の保全

管理の行き届かない空地など生活環境に支障が生じる行為に対して、関係法令や加須市環境保全条例に基づく必要な規制や助言・指導を実施し、良好な生活環境の保全に努めるとともに、管理の行き届かない空家を解消するため、所有者に対して適正管理の指導を行い防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

また、不法投棄をさせないまちづくりを目指し、道路や河川、水路などにおけるごみの不法投棄対策を推進します。

（３）ペットの適正飼養の推進

犬や猫によるフン害等の苦情に対し、動物愛護法等に基づく適切な助言・指導を実施するとともに、ペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

■協働のまちづくり

市民・事業者とともに、安心で快適な生活環境を守るため、公害の未然防止を図ります。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
公害苦情処理解決率	90%	100%	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の苦情の解決率
環境の監視測定の実施回数	13回	13回	ダイオキシン類、大気、河川、自動車交通騒音の測定回数
狂犬病予防注射の接種率	67.5%	100%	
不法投棄防止パトロール回数	24回	24回	

第5章

協働による 持続可能なまちづくり

満足度
アップを
目指します！

第1節 地域の絆で協働のまちをつくる

市民の満足度

[上段：令和元年 下段：令和6年]

第1項	シティプロモーションの推進		12% 18%	↑ +6
第2項	広聴の推進		12% 9%	↓ -3
第3項	市民と行政との協働 (市民と行政の協働)		10% 13%	↑ +3
	(自治体間交流・国際交流)		7% 13%	↑ +6

第2節 便利で暮らしやすいまちをつくる

第1項	地域の特性を活かした土地利用と 良好な住環境の形成		10% 9%	↓ -1
第2項	道路ネットワークの構築・ 道路環境の向上		15% 16%	↑ +1
第3項	魅力ある公園づくり		18% 16%	↓ -2
第4項	地域公共交通の充実		15% 14%	↓ -1
第5項	行政手続の利便性と窓口サービスの向上		17% 20%	↑ +3

第3節 持続可能な自治体経営を実現する

第1項	効果的で効率的な自治体経営		9% 12%	↑ +3
-----	---------------	--	-----------	------

第1項 シティプロモーションの推進

基本方針

市民参画を促進する広報活動を積極的に推進し、様々な機会を捉えて情報の収集と提供活動を強化し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS、PR 動画など様々なチャネルを活用したシティプロモーションを展開し、市のイメージアップや郷土愛の醸成、交流人口の増加や移住・定住を促進します。

関連する SDGs



現状と課題

広報紙に加え SNS の各種ツール（LINE、X、Facebook、Instagram、YouTube）の特徴を活かしたシティプロモーションを展開し、タイムリーな情報発信や市の魅力を発信する画像や動画の投稿により、SNS におけるフォロワー数が着実に増加しています。今後もデジタル社会の目まぐるしい変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が求められます。

また、本市との関わり方（市民、来訪者など）により、必要な情報や情報収集手段が異なるため、全ての方に向けて的確な情報提供が必要です。

市民が郷土に「誇り」や「愛着」を持って定住するため、さらに、新たな交流人口の増加や定住人口の増加を図るため、本市の魅力を市内外に積極的に情報発信するシティプロモーションの重要性が高まっています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市シティプロモーション方針	市の魅力や各種施策を市内外に効果的に情報発信して、市民の郷土愛や本市の認知度向上を推進していくための基本的な考え方
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

■具体的な施策

(1) 広報活動の充実

広報紙や SNS での市民カメラマンの活用など、市民との協働による広報活動を充実するとともに、紙面のビジュアル力を高め、市民目線に立った「伝わる」紙面づくりを更に進めます。

また、ホームページや SNS など、それぞれのツールの特性を生かした情報提供に努めるとともに、画像や動画を採用するなど、視覚的にも分かりやすい行政情報の積極的な提供を推進し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

(2) シティプロモーションの展開

加須市シティプロモーション方針に基づき、地域の観光資源やイベント情報、子育て情報、災害が比較的少ない地域の特色など、本市の魅力や特長、アピールポイント、各種施策を市内外に積極的に情報発信しながら、市民との協働によるシティプロモーションを展開します。その結果として、市民の郷土への愛着心を深め、「加須市が好き」、「住み続けたい」と思う市民を増やすとともに、全国に向けた本市の PR に努め、加須市に住んでみたい、また訪れたいと感じる交流人口の増加を図ります。

また、市の様々な事業等について積極的なパブリシティ（報道機関への情報提供活動）に努めるとともに、コミュニティ放送局 FM わたらせと連携を図りながら魅力発信に努めます。

SNS や AI 機能など、日々新しくなるデジタルツールに合わせ、様々な PR 方策を検討し、魅力発信の充実に努めます。

(3) 移住・定住の促進

市外から移り住み、三世帯同居をする人のための住宅の新築等への補助や固定資産税の一部を優遇する「三世帯ふれあい家族応援事業」、米の贈呈などにより移住者を歓迎するとともに、市内の現地案内ガイドやオンライン相談、全国イベントなどを通じて、積極的な情報提供・PR を行い、移住・定住を促進します。

■協働のまちづくり

広報活動の充実によって市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって協働のまちづくりを推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
加須市に住み続けたいと思う市民の割合	74.2%	75.7%	
市公式SNSの登録者数	57,841人	61,300人	LINE、X、Facebook、Instagram、YouTubeの登録者数の計
パブリシティ年間情報提供の件数	450件	500件	

第2項 広聴の推進

基本方針

市民と行政の対話を推進するとともに、各種団体等からの要望、手紙・メールや各種アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を積極的に推進することにより、市民と情報や目標を共有し、市民の市政に対する意見・提言・要望を市政に反映します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、各種審議会や団体の会議、様々なイベントなどを通じて、市民と市長が直接対話する機会を設けており、市役所の窓口や電話対応など日常的な場面においても、市職員が市民との対話の中で市政に対する意見・要望などを伺い、相互理解と信頼の構築に努めています。

また、各種団体等からの要望については、各地域や各分野における市民を代表する要望として受け付け、その実現に努めています。

さらに、手紙・メール、各種アンケート調査など、様々なチャンネルを活用した広聴活動を展開し、市政に対する市民の意見・要望などを幅広く伺っています。

協働による持続可能なまちづくりを実現するためには、今後も、まちづくりの主体である市民と行政との相互理解と信頼を深めながら、広聴の推進を図り、市民と情報や目標を共有した上で、市民の声を市政に反映し、市政への市民参画を促進する必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

■具体的な施策

(1) 対話の推進

各種審議会や各種団体の会議、市内で開催される多彩なイベントや集会などに市長が積極的に参加するなど、市民と市長の直接対話を推進します。

また、市役所の窓口や電話での対応など様々な場面における市民と市職員の対話においても、市政に対する意見・要望を丁寧にお聴きし、市民と行政の相互理解と信頼の構築を図ります。

(2) 各種団体等からの要望の対応

共通の目的を持つ市民で構成された各種団体からの要望は、それぞれの分野における市民の要望を集約したものであるとして、真摯に受け止め、その実現に努めます。

(3) 様々なチャンネルによる広聴活動の推進

時間や場所を問わず誰でも気軽に意見や要望を伝えることができる手紙・メール、特定のテーマに関する意見を広く収集する各種アンケート調査、各種計画の策定前に案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終案を作り上げるパブリックコメント制度など、様々なチャンネルによる広聴活動の推進を図り、市民の意見・要望、ニーズの傾向や変化を的確に把握し、可能な限り市政に反映します。

■協働のまちづくり

広聴活動の充実によって、市民の意見や要望を伺い、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政に対する市民の理解と協力を得ることによって、市民と目標を共有し、協働のまちづくりを推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
タウンミーティングに参加した人数	146人	420人	

第3項 市民と行政との協働

基本方針

急激な少子高齢化などに適切に対応できる持続可能なまちづくりの構築に向け、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体による地域の自治活動をはじめ、地域の様々な場面において、多くの市民の参加の下で行われているボランティア活動やコミュニティ活動などの市民活動を支援するとともに、市民と行政との情報の共有化を図りながら、それぞれが責任や役割を分担し、連携した協働によるまちづくりを一層推進します。

また、市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、ふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

さらに、国籍等の異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合い、ともに生きていくことのできる多文化共生のまちづくりを目指します。

関連する SDGs



現状と課題

現在、行政と強いつながりがある自治協力団体、消防団、交通指導員や民生委員などの活動をはじめ、福祉、スポーツ、文化、芸術、環境などの分野において、多くの市民がボランティア活動を行っています。

こうした中、本市では「加須市協働によるまちづくり推進条例」（平成23年10月5日施行）を制定し、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

地域コミュニティが希薄化する中、市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民活動の活性化を図るとともに、市のシンボルの普及やイベントなどを通して、市民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていく必要があります。特に自治協力団体は、地域における防災、防犯、見守りや環境美化などにおいて大きな役割を担い、まちづくりの最大のパートナーと言えますが、加入率が低下傾向にあり、本来地域住民が公平に担うべきごみ集積所管理や美化活動などに参加しない、自治協力団体に加入しないで恩恵だけを受けるフリーライダー（ただのり）等の課題が顕在化しています。

また、個人情報保護を保護しながら、原則公開とする情報公開制度を適正に運用し、市民と行政の情報を共有化することが必要です。そして、選挙を通して市民が市政やまちづくりに参画することも重要です。

現在、姉妹都市の栃木県さくら市と、友好都市の福島県双葉町及び長野県中野市との交流を推進していますが、地域資源をアピールするとともに、自治体との交流を拡充する必要があります。

市内在住外国人は、市全体の人口の3.5%（令和7年4月1日現在）を占めており、外国人が暮らしやすい環境の整備が必要です。さらに、外国人の定住者をはじめ、外国人と接する機会が増える見込みであることから、互いの文化や価値観などの違いを認め合う機会を提供するなど、多文化共生社会の構築が求められています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市協働によるまちづくり推進条例	本市のまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、市の特性を活かした活力ある豊かな地域社会の実現に向け、具体的な内容を定めたもの
加須市家族・地域の絆推進運動大綱	協働のまちづくりを更に深化させていくための基盤づくりとなる「家族・地域の絆推進運動」の具体的な内容を定めたもの
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画

■ 具体的な施策

(1) 市民と行政との協働の推進

自治協力団体が運営しやすいように、市との協働事業の負担軽減や加入しやすい工夫など、自治協力団体連合会と連携して取り組み、まちづくりの最大のパートナーである自治協力団体の活動を支援します。

また、市民活動の拠点施設である市民活動ステーション「くらくら館」を中心に、各種市民活動団体を支援するとともに、まちづくり団体の連携組織である「まちづくりネットワーク・かぞ」の活動を支援します。

さらに、選挙を通して市民が市政やまちづくりに参画できるように、投票を呼びかけます。

(2) 行政情報の公開

個人情報の保護に留意しつつ、情報公開制度を適正に運用するとともに、審議会等の会議の公開及び会議録の公表制度を円滑に運用し、市民への情報提供を積極的に推進し、行政情報を共有化します。

(3) 絆によるふるさとづくりと地域コミュニティの活性化

市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深め、市民相互の信頼関係などを高めるため、「家族・地域の絆推進運動」を推進します。

各地域・各地区で活動する様々な団体やその連合体であるコミュニティ推進団体の支援、連携を通して市民一人ひとりが家族や地域のつながりを深めるよう、地域コミュニティを活性化します。

さらに、市の花「コスモス」・市の木「サクラ」の普及や、各地域・各地区で開催しているイベントなどを通し、市民の郷土愛を醸成し、ふるさとづくりを推進します。

(4) 自治体間交流の推進

自治体との間で教育、文化、スポーツなどをはじめとする活動を通じた自治体間交流を推進することにより、相互の理解と友好親善を深め、地域社会の発展と振興を図ります。

また、姉妹都市の栃木県さくら市と、友好都市の福島県双葉町及び長野県中野市とは、住民レベルの交流を更に促進するため、交流事業を支援します。

(5) 多文化共生社会の推進

市内在住の外国人も、安心してともに暮らせる多文化共生の社会を構築するため、やさしい日本語や案内板、各種刊行物の外国語併記に取り組むとともに、関係団体との連携を強化します。

外国からの研修生がホームステイするワンナイトステイ事業を促進するとともに、ホストファミリー登録家庭の増加を図ります。また、イベントを通して、本市を訪れる外国人と市民との交流機会を増やします。

■ 協働のまちづくり

市民と行政が対等な立場で情報を共有し、共通の目標を認識した上で、それぞれが責任と役割を適切に分担し、相互協力によって、協働によるまちづくりの推進に努めます。

■ K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
全事務事業における市民との協働実施割合	95.5%	100%	
自治協力団体加入率	73.8%	74.0%	
地域市民活動団体数	82団体	86団体	
市民の日記念事業への参加者数	35,193人	38,000人	

第1項 地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成

基本方針

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

特に、加須駅周辺では、埼玉県済生会加須病院の開院を契機として、都市機能の集積を図るとともに、既存市街地におけるにぎわい創出など新たなまちづくりを推進します。

また、良好な住環境を整備する民間開発や土地区画整理事業、個性ある街並みなどの整備を計画的に推進します。

関連する SDGs



現状と課題

東北自動車道加須インターチェンジを有し、羽生インターチェンジ及び圏央道白岡菖蒲インターチェンジも至近であることや、国道 125 号、国道 354 号等の国県道の整備により、本市の道路網の充実が図られています。今後も市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、産業目的の土地利用を推進していく必要があります。

また、加須駅周辺については、駅と一体となった商業施設跡地や商店街の空洞化対策のほか、都市型マンション建設などの状況を踏まえ、埼玉県済生会加須病院の開院を契機に都市的な土地利用を進めるとともに、にぎわいの創出を図る必要があります。

本市は、市街化区域の占める割合が小さく、市街化調整区域において都市計画法第 34 条第 11 号による民間住宅開発が多く行われている現状もあることから、民間の土地開発にあっては適切な開発を指導し、田園都市にふさわしい住環境の形成に努める必要があります。また、野中土地区画整理事業については、事業施行期間内の完了を図る必要があります。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
都市計画マスタープラン	将来目指すべき都市の姿を明確化し、それを実現するための土地利用や諸施設の位置付け、配置等の指針とする市の都市計画に関する基本的な方針
病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想	民間活力を原動力とした様々な都市機能が集積する魅力のある新しいまちづくりの方針やその実現に向けた方策を示す構想
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1項」に係る指定運用方針	都市計画法第34条第11号の条例で指定した集落区域における開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号」に係る指定運用方針	都市計画法第34条第12号の市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為の区域指定基準及び予定建築物の用途等の指定運用方針
野中地区まちづくりプラン	野中土地区画整理事業の区域縮小に伴い、除外された地区の整備方針

■ 具体的な施策

（１）地域の特性を活かした土地利用の推進

高速道路等の道路交通網に恵まれた本市の特性を活かし、企業の立地を促進するための産業候補地を確保するとともに、商業・サービス業等の充実につながる土地利用を推進することで、将来にわたって良好な生活環境を維持し、市全体の活力向上に努めます。

（２）加須駅周辺のまちづくりの推進

加須駅周辺においては、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」による取組を優先的まちづくりゾーンから順次進めるとともに、あらゆる世代が集い交流する空間の形成や、民間活力を原動力とした様々な都市機能の集積を図るなど、複合的な土地利用に努めます。

また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトと連携し、まちなかの空地や空き店舗、空家などの既存ストックの活用や再生に向けた協議を関係団体等と進め、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

（３）良好な住環境の形成

民間の土地開発については、計画的で良好な住環境の形成を推進するため、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく適切な指導に努め、都市機能や居住環境等の維持・充実を図ります。

野中土地区画整理事業については、効率的・効果的な事業の進捗を図り、早期完了を目指して取り組むとともに、除外地区においては、整備方針に沿って道路、公園等の公共施設の整備を推進します。

また、市営住宅等については、公営住宅のニーズ等の状況を見ながら、再編等を進めます。

■ 協働のまちづくり

地域住民や開発事業者等との協働により、住みよいまちづくりを推進します。

■ K P I （重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
企業立地件数	7件	13件	1ha以上
都市計画法34条11号開発許可件数	119件	120件	
野中土地区画整理事業の区域内人口	1,553人	3,240人	計画人口：3,800人（事業施行期間：令和14年度まで）

第2項 道路ネットワークの構築・道路環境の向上

基本方針

渋滞の解消や安全対策を図るため、国・県道の早期整備に向けて埼玉県への継続的な要望に努めます。
また、災害時の広域避難経路や緊急輸送道路を確保するための「利根川新橋」及び市内を南北に結ぶ幹線道路の早期整備の促進に努めます。

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、便利で暮らしやすいまちをつくるため、市内の幹線市道による道路ネットワークの構築に努めるとともに、誰もが利用する最も身近な生活道路の整備に努めます。

さらに、老朽化した橋りょうの計画的な修繕や、市民との協働などにより、効率的・効果的な維持管理に取り組み、道路環境の維持向上に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

国・県道の整備については、要望活動に取り組んだ結果、国道 125 号や国道 354 号、県道北中曽根北大桑線などの整備に至り、道路交通の利便性は確実に向上していますが、依然として市内の幹線道路では渋滞が発生している箇所や未整備区間のある道路もあります。

今後も、県道の整備促進に加え、また、県域を越える広域避難経路の確保、緊急輸送道路としての活用及び地域経済の活性化が見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するため、群馬県板倉町、栃木県栃木市と連携し、国や県への要望活動を継続することが必要です。

さらに、鉄道などによるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要です。

市内各地域を結ぶ幹線市道については、交通の流れをスムーズにさせる国・県道とのネットワークを構築するために、計画的に整備を行う必要があり、市民の日常生活を支える生活道路については、公平性・効率性のため、加須市生活道路整備事業評価システムによって評価を行い、優先順位に基づく道路整備が必要です。

県内で最も多くの橋りょうを管理する本市では、高度経済成長期以降に集中的に整備した橋りょうの老朽化が進んでいるため、橋りょうの計画的な点検及び修繕が必要です。

また、舗装面や側溝の破損、街路樹による歩道の根上りなどの道路施設の老朽化や、道路敷地内の雑草繁茂による道路環境の悪化への対応が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市道路網整備計画	市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画
加須市橋りょう長寿命化修繕計画	橋りょう点検の結果を基に計画的かつ効率的に予防保全的な維持管理を行うための計画

■具体的な施策

(1) 県道の整備促進

市内幹線道路における渋滞の解消や安全対策、また、新たな道路ネットワーク構築を図るため、市の中心部を通る都市計画道路幸手久喜加須線、都市計画道路下高柳道地線、東部地域を通る都市計画道路幸手鷲宮加須線、北部地域を通る都市計画道路栗橋大利根加須線、さらに北中曽根北大桑線、羽生外野栗橋線、加須北川辺線、加須鴻巣線などの整備が必要であり、早期整備に向けて埼玉県に強く要望していきます。

都市計画道路下高柳道地線の市道 148 号線（済生会通り）から国道 122 号については、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」における東西方向の主軸を担う都市計画道路であることから、埼玉県と連携を図り、整備促進に努めます。

(2) 利根川新橋の整備促進

県域を越える広域避難経路や緊急輸送道路の確保により災害時において命を守るとともに、人やモノの交流による地域経済の活性化を図るため、本市と群馬県板倉町を結ぶ「利根川新橋」の早期建設とその架橋に係る幹線道路の整備促進について、同町と構成する「加須・板倉利根川新橋建設促進協議会」において、国や埼玉県・群馬県に強く要望していきます。

また、利根川及び渡良瀬川への架橋を含めた広域的幹線道路については、栃木県栃木市も含めた 2 市 1 町で連携を図り、整備促進します。

(3) 南北幹線道路の整備促進

踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、南北幹線道路の整備促進について、関係機関へ要望活動を実施します。

また、県道を補完するルートの検証を、関係機関と協議を行い、効果的、効率的な整備推進について検討します。

(4) 幹線市道・生活道路の整備推進

幹線市道については、近隣市や地域及び公共施設を結び、人・情報・物・産業の活発な交流を支えるため、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路ネットワークを構築するとともに、交差点改良や歩道の確保など、誰もが便利に通行できる、人にやさしい道づくりを「加須市道路網整備計画」に基づき計画的な整備に努めます。

特に、「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」内の埼玉県済生会加須病院周辺には、都市機能の集積を促進するための幹線道路、更には区域の広がりを見据えた幹線道路の整備を目指します。

生活道路については、自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって公平に評価し、優先性を考慮して、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など、市民に親しまれる道路整備に努めます。

(5) 橋りょうの安全対策

老朽化した橋りょうの安全を確保するため、計画的、継続的な点検を行い、点検結果に基づいた「加須市橋りょう長寿命化修繕計画」により修繕を行い、橋りょうの安全対策を進めます。

(6) 道路環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって、常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

また、市民との協働、民間活力を活かした効率的、効果的な維持管理について検討を進めるとともに、埼玉県や関係機関へ信号機及び歩道橋設置などの要望活動を行い、道路環境の維持向上に努めます。

■協働のまちづくり

市民と協働し、生活道路の砂利敷きや側溝清掃など簡易な作業を実施します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
交通ネットワーク、道路環境に対する市民の満足度	16%	50%	市民アンケートで「満足」・「やや満足」と答えた人の割合
道路に起因する事故発生件数	5件	0件	

第3項 魅力ある公園づくり

基本方針

機能に応じた公園形態の分類の見直し、公園の統廃合や施設の再配置を行い、身近な緑や憩いの場を提供します。

加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、市民からニーズが高い、あらゆる世代が集い交流する魅力ある新たな交流空間の創出を推進します。

また、あらゆる人が、安全安心で利用しやすい公園施設の設置を推進するとともに、公園の適切な維持管理を推進します。

さらに、地域にある身近な公園に愛着を持ってもらうため、市民や自治協力団体、企業などと一緒に協働による公園づくりを推進します。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、公園の特徴や利用者ニーズ、それぞれの地域や地区のニーズに即した利用促進を図るため、「スポーツ・健康づくり型」、「遊び型」、「自然・文化・歴史型」、「コミュニティ・広場型」の4つの形態に分類するとともに、災害用物資の保管場所や災害時の避難場所など防災面での活用が図れるよう、機能に応じた公園の維持・充実を図ってきました。一方、立地や機能が重複している公園や借地による公園が多くあることなど、今後の少子化に伴う人口減少や高齢化による将来の公園利用状況を見据え、自治協力団体や利用者からご意見をいただきながら、公園形態の分類の見直しを行い、公園の廃止や統合、施設の再配置などについても検討する必要があります。

また、令和4年10月に実施した加須駅周辺新たなまちづくりに関する市民アンケート調査では、加須駅南口に公園を整備してほしいとの回答が多くあり、この地域への新たな公園の設置ニーズが高く、新たな公園の整備を検討する必要があります。

さらに、これまでの公園づくりでも多機能トイレやスロープ、車椅子で利用できる水飲み場、駐車場など、障がいのある方でも利用できる公園施設を一部に設置してきましたが、今後はより一層、障害の有無や年齢、性別、国籍などを問わずあらゆる人が安全安心に利用できるような公園施設（インクルーシブ遊具など）の整備が必要となります。

また、350以上の公園を有する本市では、行政だけでの適切な維持管理には限界があり、市民等との協働による管理が必要とされています。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市公園設置管理方針	都市公園、児童遊園地、開発公園を含むその他公園の3つに分類していた公園を統合し、使われ方に着目して、求められる機能に応じて4つの公園形態に分類し設置管理する方針

■具体的な施策

(1) 公園の再編

立地や機能が重複している公園など、それぞれの公園の利用実態に基づき、機能に応じた公園形態（①スポーツ・健康づくり型、②遊び型、③自然・文化・歴史型、④コミュニティ・広場型）の分類見直しを行い、将来の少子高齢化を見据え、利用者や地域のニーズを踏まえつつ、必要に応じて公園の廃止や統合、施設の再配置を行います。

また、身近な緑の保全に努め、市民の憩いの場を提供します。

(2) 魅力あふれる新たな交流空間の創出

加須駅周辺の新たなまちづくりエリアには、あらゆる世代が集い交流を生み出す魅力あふれる新たな公園整備を推進します。

また、新たな公園整備に当たっては、市民からの意見や公園に対するニーズを踏まえ、基本理念・テーマを設定し、公園の位置、規模、施設等の検討を行います。

(3) 公園施設の適切な設置や維持管理

あらゆる人が公園を安全安心に利用できるよう、公園施設の設置に配慮するとともに、定期的に清掃、除草、樹木剪定（せんてい）、遊具の保守点検や修繕等、公園施設の適切な配置や維持管理を推進します。

(4) 様々な担い手による公園の維持管理

自治協力団体や利用者に公園への愛着を持っていただくため、市民も含めた様々な担い手による公園の維持管理を推進します。

■協働のまちづくり

自治協力団体への公園維持管理業務の委託や公園サポーター等の団体と連携し、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
公園利用者意見聞取りにおける満足度	72.7%	80%	
公園の維持管理に関する市民活動団体数	14団体	26団体	

第4項 地域公共交通の充実

基本方針

コミュニティバス「かぞ絆号」については、交通弱者と言われる高齢者等の通院や買物などの移動手段として、市内公共交通事業者と連携して、必要な運行改善を実施し、利便性の向上と利用促進を図ります。

また、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えている民間路線バスやタクシーの維持に努めます。

鉄道については、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強や利便性の向上に関する要望を粘り強く継続します。

関連する SDGs



現状と課題

運転免許証の自主返納が浸透する中、高齢者をはじめとするいわゆる「交通弱者」の移動手段の確保・充実を図ることが求められています。

コミュニティバス「かぞ絆号」の充実や利便性の向上が求められており、これまでも利用実態や市民からの要望等を踏まえ、必要な改善は適宜行っていますが、市民の移動手段の充実を図るため、今後も市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮し、また、社会的な課題である運転手不足に対応しながら、安定した持続的な運行体制に見直していく必要があります。そのような中で、自動運転バス等の導入を検討するなど、更なる移動手段の充実と確保が必要です。

地域公共交通については、民間路線バスやタクシーを運行する市内公共交通事業者と市がそれぞれの役割を担いながら、ともに地域の公共交通を支えていくことが重要です。利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援していく必要があります。

鉄道については、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、鉄道事業者や関係機関に対し、輸送力増強等に関する要望を継続しているものの、利便性の大きな向上に至っていません。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域公共交通計画	地域の移動手段を確保するためのビジョン、事業体系を示し、地域にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにする計画

■具体的な施策

(1) コミュニティバスの維持・充実

デマンド型乗合タクシー・循環バス・シャトルバスの3つの方式で運行しているコミュニティバス「かぞ絆号」については、利用者のニーズを的確に把握し、市内公共交通事業者への影響や財政的なバランスを十分に考慮しながら、高齢者等交通弱者の移動手段の確保、公共交通不便地域の解消を図ります。

また、持続可能で安定した運行を確保するため、適宜、運行体制を見直し、コミュニティバスの最適化を図りながら、民間路線バスやタクシーとともに地域公共交通を支えられるようその維持、継続に努めます。

加えて、自動運転バス等の導入を検討し、実証実験や安全性・採算性などを踏まえた導入可能性を探っていきます。

(2) 民間路線バス・タクシーの維持

利用者数の減少や運転手の高齢化等の課題を抱えている民間路線バスやタクシーの市内公共交通事業者については、コミュニティバスとともに地域公共交通を支えられるようその維持、継続に努めます。

(3) 鉄道の輸送力増強と利便性の向上

鉄道を利用する市民の利便性の向上を図るため、東武鉄道株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対して、輸送力増強や利便性の向上に関し、本市単独での要望活動のほか、沿線の自治体で構成する各協議会等や埼玉県を通じた要望活動を粘り強く継続します。

また、東武日光線に関しては、沿線の自治体との連携を図りながら、輸送力増強に関する要望活動を行います。

さらに、本市の重要な観光資源である渡良瀬遊水地や三県境の玄関口となっている柳生駅の再整備を推進し、利用者の利便性の向上はもちろん、観光振興や地域活性化を図ります。

■協働のまちづくり

市内公共交通事業者と協働し、交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消を図ります。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
コミュニティバス「かぞ絆号」1日当たり利用者数	229.2人	270人	デマンド型乗合タクシー・循環バス・シャトルバスの延べ利用者数の合計
デマンド型乗合タクシー利用登録者数	18,953人	21,500人	

第5項 行政手続の利便性と窓口サービスの向上

基本方針

デジタル社会の発展や多様化する市民ニーズに対応するため、デジタル技術を活用して行政手続などのオンライン化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努め、デジタルで喜びや笑顔あふれるスマートな市役所づくりを推進します。

また、こうした行政手続などのオンライン化による利便性の向上に当たっては、引き続き、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

関連する SDGs



現状と課題

本市では、デジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化などに取り組んでいます。

しかしながら、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手続のほか、押印を必要とする手続も残っているなど、オンライン化は十分に進んでいるとは言えない状況です。

また、平日来庁できない方への対応として、日曜窓口やコンビニエンスストアなどによるサービスを提供してきました。多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、市役所を訪れることなく行政手続ができるオンライン化やご遺族サポート窓口など、窓口サービスの充実により、今後も継続して市民の利便性と行政サービスの向上を図る必要があります。

一方、こうした利便性の向上には、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティ対策への不断の取組が求められます。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市DX推進計画	DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の羅針盤として、喜びや笑顔あふれるスマートで持続可能な地域社会の形成を目指し、全ての分野に関わる横断的な計画

■具体的な施策

（１）行政手続オンライン化の推進

オンラインによる市民との相談業務・添付書類や押印の省略などによる行政手続の簡便化を図りながら、公共施設の予約や納付など、時間や場所の制約を受けずに24時間、いつでも・どこにいても・来庁することなく手続可能なオンラインによる行政手続を充実させて、「行かない・来させない」窓口を推進します。

また、本人確認の有効な手段であり、さらに、デジタル化の基盤であるマイナンバーカードを有効に活用しながら、利便性の高い行政手続のオンライン化を推進します。

（２）窓口サービスの向上

市民が身近な場所でサービスを受けられるように、各総合支所をはじめ、コンビニエンスストアなどでの証明書等交付サービスの利用を推進します。

また、窓口手続において、ワンストップによる窓口や申請書の作成支援などにより、「書かない・書かせない」、「待たない・待たせない」など来庁者の負担を軽減し、滞在時間の短縮に取り組みます。

加えて、多様なニーズに応じ、様々な窓口シーンに合わせて円滑にコミュニケーションが図れるサービスやキャッシュレスの充実、AI等の先進技術を活用した効果的な行政サービスを提供するなど、スマートなまちづくりに取り組みます。

（３）個人情報の保護

安心で便利なサービスを提供するため、情報システムの信頼性や安定性の確保はもとより、職員の情報管理能力の向上を図るとともに、個人情報の適切な保護のため、サイバー攻撃による情報漏えいの防止などの情報セキュリティ対策を徹底します。

■協働のまちづくり

窓口サービスなどのアンケート調査により把握した市民の声を反映し、本庁舎や各総合支所の行政サービスの向上を図ります。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
行政手続のオンライン申請利用率	56%	62%	
職員の対応についての市民満足度（※）	83%	86%	アンケート調査の該当設問における「満足」「やや満足」と回答のあった項目÷有効回答項目数×100
証明書発行のコンビニ交付利用率	25%	36%	

※ 「職員の対応についての市民満足度」の現状値は、令和5年度の値（隔年ごとに実施の窓口対応等実態調査結果による直近の値）

第1項 効果的で効率的な自治体運営

基本方針

持続可能で安定的な行財政基盤を確立できるよう、公共施設の適正な配置や計画的な行財政運営に努め、職員の能力開発や組織の見直し、「加須やぐるまマネジメントサイクル」による行政評価を実践し、効果的な行財政運営を推進します。

また、デジタル社会の進展に対応した行政のデジタル化を実現するため、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、あらゆる分野において効果的に行政サービスを提供するため、業務の効率化を図ります。

さらに、近隣自治体との連携を強化し、広域的な取組を推進します。

関連する SDGs



現状と課題

多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっています。また、合併して誕生した現在の本市は、類似施設が多いため、今後の人口規模や財政規模に見合った施設数となるよう、公共施設の統廃合と適正な配置を実現していかなければ、真に必要な施設を適切に維持していくことができなくなります。

少子高齢化の進展をはじめとした、社会経済情勢の変化や制度改正、新たな行政需要などに対応するため、市が行う全ての事業について行政評価による改善・見直しが必要です。

自立した自治体経営のため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組による効果的かつ効率的な事務改善の推進と、マイナンバーの利活用や税及び税以外の収入の確保、未利用普通財産の売払いを進めるなど、新たな行政サービスや財源確保策が必要です。

生産年齢人口の減少による安定的な税収の確保が課題となる中、物価高騰や労務単価の上昇等による経常的経費の増加に伴い、本市の財政状況は厳しさを増しています。

最適の人員で最大の効果を上げられるよう、簡素で効率的な組織と定員管理を行うとともに、様々な行政課題などに対応可能な本市の行政を支える職員の能力開発を継続して行う必要があります。

また、市民ニーズの多様化や頻発する自然災害への対応など、市域を越えた広域的な視点を要する自治体間共通の行政課題に対応するため、他の自治体とのより一層の連携強化が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市行政経営プラン	市民との協働による未来につなげる自治体経営を推進するための具体的な取組を掲げた計画
加須市DX推進計画	DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の羅針盤として、喜びや笑顔あふれるスマートで持続可能な地域社会の形成を目指し、全ての分野に関わる横断的な計画
加須市人材育成基本方針	限られた人材を最大限活用する人事管理を達成するための目指す「職員像」や、職員の意識改革・人材育成の方策などをまとめた指針
加須市公共施設等総合管理計画 加須市公共施設等個別施設計画	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画的な実施と最適な配置の実現を目的とした今後の公共施設等のあり方に関する方針
公共調達改革に関する加須市の取組基本方針	良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えるとともに、地域特性などに配慮しつつ確実な改革を推進する基本方針
未利用普通財産（土地・建物）の利活用基本方針	未利用普通財産の利活用を計画的に推進するための考え方や今後の取組等を示した基本方針

■具体的な施策

（１）公共施設等の適正な配置と民間活力の活用

公共施設の老朽化対策と併せて、施設の統廃合を進め、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現を目指すとともに、公共施設における利便性の高い市民サービスの提供と維持管理費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入や民間事業者等への委託など、更なる民間活力の導入と連携を推進します。

（２）計画的で効率的な行政運営

市が行う全ての事務事業について、市民の立場と経営の視点に立ち、加須やぐるまマネジメントサイクル（PDCA サイクル）による行政評価を行い、不断の改善と見直しを進め、計画的かつ効率的な「自立した自治体経営」を実現します。

また、市が行う事務の執行等についての適法性、効率性、有効性を検証し、市政の公正で合理的かつ能率的な執行を確保します。

さらに、AI やクラウドなどのデジタル技術を活用した自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進して、アナログな業務をデジタルへシフトすることで、生産性の向上と職員の働き方改革を進め、効果的で効率的な行政運営に努めます。

そして、市民生活における量よりも質を重視する成熟社会への移行に伴い、誰もが生きがいを感じられ、活躍ができ、将来にわたって持続可能な成長と成熟のバランスの取れたまちづくりを推進します。

（３）安定的な財政運営

「収支の均衡」、「債務残高の圧縮」、「将来への備え」の３つを財政運営の基本姿勢として、限られた財源の中で、社会経済情勢の進展による影響を考慮しながら、市の施策の優先度、実効性を反映した予算編成を行い、今後も引き続き、安定した財政運営に努めます。

また、市有財産の有効活用を図るとともに、市税以外の自主財源として、未利用地の売却、ふるさと納税制度の効果的な運用、各種広告料収入等により歳入を確保します。

さらに、サービスに対する経費やサービス内容等の各種データ等の整理と分析を行い、施設使用料・交付手数料・団体補助金等の市民サービスと負担の適正化を推進します。

（４）職員の能力開発と時代に合った組織管理

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に的確に対応していくため、必要な人材の確保と職員の能力開発に努めます。

また、業務の効率化や組織体制の見直しなどを踏まえながら、業務の質や量に応じた定員管理を行います。

さらに、多様で柔軟な働き方を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスの促進やテレワーク・リモートワーク等の活用など、市役所における働き方改革を推進します。

（５）広域行政の推進

県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等に参画し、水害時広域避難場所の確保等、緊急時の取組など広域的な取組を推進します。

また、近隣自治体との公共施設の相互利用の実施のほか、一部事務組合や広域連合などによる、効率的な事務執行を推進するとともに、引き続き構成市町と協力して一層の経営改善を図ります。

■協働のまちづくり

市民と行政との協働や市内部の改革や改善の推進によって、効果的で効率的な自治体運営の実現を目指します。

■K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
人口の社会増	669人の増加	プラス傾向を継続	
AI・RPAの活用数	21件	33件	
全課の事務改善件数	96件	112件	
市税の収納率	98.5%	98.8%	